

第6章 環境影響評価項目の選定等

第6章 環境影響評価項目の選定等

1 環境影響要因の抽出

本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、指定開発行為の種類は「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、条例第48号）に基づき「高層建築物の新設（第1種行為）」及び「大規模建築物の新設（第2種行為）」となる。

環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、本事業の計画内容と計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮して、本事業の実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

環境影響要因の抽出結果は、表6-1に示すとおりである。

表6-1 環境影響要因の抽出結果

対象時期	環境影響要因の抽出	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		高層建築物の存在
	施設の供用	施設の供用
		施設関連車両の走行
		冷暖房施設等の設置
	歩行者の往来	

2 環境影響評価項目の選定

抽出した環境影響要因に基づき、地域環境管理計画に掲げられている環境影響評価項目の中から、調査、予測及び評価を行う項目を選定した。

本事業の環境影響要因と環境影響評価項目の関連は表6-2に、環境影響評価項目の選定等の理由は表6-3(1)～(7)に示すとおりである。

表6-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連

環境影響評価項目	環境影響要因	工事中			供用時						
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	施設の存在		施設の供用				
					緑の回復育成	高層建築物の存在	施設の供用	施設関連車両の走行	冷暖房施設等の設置	歩行者の往来	
大気	大気質	●	●					●	●		
	悪臭										
	上記以外の大気環境要素										
水	水質	公共用水域									
		地下水									
		水温									
	底質										
	水象	水量・流量・流出量									
		湧水									
		潮流									
上記以外の水環境要素											
土	地形・地質	土砂流出									
		崩壊									
		斜面安定									
	地盤	地下水位									
		地盤沈下変状									
土壌汚染			●								
生物	植物										
	動物										
	生態系										
緑	緑の質				●						
	緑の量				●						
騒音・振動・低周波音	騒音	●	●					●	●		
	振動	●	●					●			
	低周波音										
廃棄物等	一般廃棄物						●				
	産業廃棄物			●							
	建設発生土			●							
構造物の影響	景観（景観、圧迫感）					●					
	日照阻害					●					
	テレビ受信障害					●					
	風害					●					
地域社会	コミュニティ施設										
	人と自然とのふれあい活動の場										
	地域交通	交通混雑、交通安全		●					●	●	
		地域分断									
歴史的文化的遺産											
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等										
温室効果ガス							●				

注) : 選定した項目

表6-3(1) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
大気	大気質	<p>○</p> <p>計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線(主要地方道9号)、東側約150mに位置する国道15号(第一京浜)等を走行する自動車等がある。</p> <p>計画地周辺には一般局である川崎測定局、自排局である市役所前測定局及び日進町測定局が設置されている。</p> <p>二酸化窒素は川崎測定局、市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果はすべての測定局で環境基準を満足している。</p> <p>浮遊粒子状物質は川崎測定局、市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果は環境基準の長期的評価はすべての測定局で満足している。また、環境基準の短期的評価は市役所前測定局及び日進町測定局で満足しているが、川崎測定局では満足していない。</p> <p>微小粒子状物質は川崎測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果は川崎測定局では環境基準を満足しているが、日進町測定局では環境基準を満足していない。</p> <p>二酸化硫黄は川崎測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果は環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。</p> <p>一酸化炭素は市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果はすべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。</p> <p>光化学オキシダントは川崎測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果は環境基準を満足していない。</p>	<p>工事中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生があり、計画地周辺の大気質への影響が考えられることから、環境影響評価項目(以下「評価項目」という。)として選定する。</p> <p>供用時は、施設関連車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生、冷暖房施設等の設置による二酸化窒素の発生があり、計画地周辺の大気質への影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p>

注) ○：選定した項目 －：選定しない項目

表6-3(2) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
大気	悪臭	—	計画地及びその周辺には著しい悪臭を発生させるような施設(発生源)はない。	塗装及び防水等の工事にあたっては、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努めることから、評価項目として選定しない。 供用時は、悪臭の要因となる物質の使用及び作業はないことから、評価項目として選定しない。
	上記以外の大気環境要素	—	計画地は公共用地として利用されており、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はない。	本事業では、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
水	水質(公共用水域)	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はない。 計画地周辺の公共用水域としては、計画地の北側約600mを流れる多摩川があり、計画地の北東側約700mの六郷橋において水質測定が行われている。 六郷橋では生物化学的酸素要求量(BOD)の測定が行われており、平成27年度の測定結果は環境基準を満足している。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	水質(地下水)	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、地下水の水質に影響を及ぼす要因はない。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、排水を公共下水道に放流する計画であり、地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	水質(水温)	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はない。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	底質	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はない。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。

注) ○：選定した項目 —：選定しない項目

表6-3(3) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
水	水象 (水量・流量・流出量)	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はない。	<p>工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、雨水排水を計画地内に設置する雨水貯留槽に一旦貯留し、流量調整を行い、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	水象 (湧水)	—	計画地及びその周辺には、湧水は存在しない。	計画地及びその周辺には、湧水は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	水象 (潮流)	—	計画地及びその周辺には、海域は存在しない。	計画地及びその周辺には、海域は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	—	計画地は公共用地として利用されており、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はない。	本事業では、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
土	地形・地質 (土砂流出)	—	計画地は公共用地として利用されており、降雨等による土砂の流出はない。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、降雨による土砂流出を抑制することから、評価項目として選定しない。
	地形・地質 (崩壊)	—	<p>計画地及びその周辺は平坦な地形で、崩壊するような斜面は存在しない。</p> <p>計画地のある川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が、臨海部は埋立地が分布している。</p>	本事業では、造成等による斜面の形成は行わない計画であり、工事による地形・地質への著しい影響はないことから、評価項目として選定しない。
	地形・地質 (斜面安定)	—	計画地周辺の地層は表層に盛土がみられ、その下に砂層、シルト層、粘土層、砂礫層、岩盤で構成されている。	

注) ○：選定した項目 —：選定しない項目

表6-3(4) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
土	地盤 (地下水位)	—	計画地は公共用地として利用されており、地下水の汲み上げを行う施設は存在しない。 計画地の北側約 500m の六郷ポンプ場で地下水水位が測定されており、平成 26 年の年平均水位は G.L. -1.25m (T.P. +1.38m) である。 計画地周辺の水準点における地盤変動量の推移 (平成 23 年度～平成 27 年度) は -10.2mm～+12.9mm であり、「川崎市環境基本計画」に定められている地盤沈下の監視目安 (年間 20mm 以上の沈下) を満足している。	<p>工事中は、掘削工事にあたり遮水性の高い山留壁を構築するなど、地下水水位に変化を生じさせない工法を採用する計画であることから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、地盤に影響を及ぼす地下水の揚水は行わないことから、評価項目として選定しない。</p>
	地盤 (地盤沈下)	—		<p>工事中は、掘削工事にあたり遮水性の高い山留壁を構築するなど、地下水水位に変化を生じさせない工法を採用する計画であり、地盤沈下のおそれはないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、地盤に影響を及ぼす地下水の揚水は行わないことから、評価項目として選定しない。</p>
	地盤 (変状)	—		<p>工事中は、掘削工事にあたり剛性及び遮水性の高い山留壁を構築するなど、地盤の変状を生じさせない工法を採用する計画であることから、評価項目として選定しない。</p>
	土壌汚染	○	計画地は昭和 13 年 2 月に本庁舎が、昭和 34 年 8 月に本庁舎北館が、昭和 36 年 8 月に第 2 庁舎が建設され、現在に至っている。資料等調査によると、既存の本庁舎では過去にガソリタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等の PCB を含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン類、PCB による土壌汚染のおそれがあるため、着工に先立ち、「土壌汚染対策法」並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく諸届出、手続を実施するとしている。	<p>既存の本庁舎では過去にガソリタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等の PCB を含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン類、PCB による土壌汚染のおそれがあることから、評価項目として選定する。なお、着工に先立ち、「土壌汚染対策法」並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく諸届出、手続を実施する。</p> <p>供用時は、土壌汚染の要因となる物質の取り扱いはないことから、評価項目として選定しない。</p>
生物	植物	—	計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、計画地周辺の稲毛公園、富士見公園等の植栽樹種が見られるが、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。	計画地及びその周辺には、注目される種、群落、生息地は確認されていないことから、評価項目として選定しない。
	動物	—		
	生態系	—		
緑	緑の質	○	計画地には、本庁舎敷地の前庭周辺及び建物の外周、第 2 庁舎南側に緑化地があり、本庁舎屋上に屋上緑化がある。また、計画地周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、稲毛公園、富士見公園等に植栽樹種が見られる。	本事業では、敷地外周及び屋上等に関係法令に基づき緑化を行う計画であり、緑の回復育成に取り組むことから、評価項目として選定する。
	緑の量	○		

注) ○：選定した項目 —：選定しない項目

表6-3(5) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
騒音・振動・低周波音	騒音	○	<p>計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線(主要地方道9号)、東側約150mに位置する国道15号(第一京浜)等を走行する自動車等がある。</p> <p>平成21年度に計画地北側の旧川崎市公害監視センターで一般環境騒音の調査が、平成26年度に川崎府中線及び国道15号で道路交通騒音の調査が行われており、旧川崎市公害監視センター(一般環境騒音)及び国道15号(道路交通騒音)の夜間で環境基準を満足していない。</p> <p>平成27年度に国道1号で道路交通振動の調査が行われており、すべての時間区分で「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度を満足している。</p> <p>川崎区の「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は、それぞれ川崎市全体の30.8%、30.6%を占めており、特定施設数(全施設)は、それぞれ川崎市全体の29.6%、25.4%を占めている。</p>	<p>工事中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による騒音の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置による騒音の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p>
	振動	○	<p>計画地は公共用地として利用されており、著しい低周波音を発生する施設は存在しない。</p>	<p>工事中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による振動の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、施設関連車両の走行による振動の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p>
	低周波音	—	<p>計画地は公共用地として利用されており、著しい低周波音を発生する施設は存在しない。</p>	<p>工事中は、著しい低周波音を発生する建設機械及び工法は採用しないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、著しい低周波音を発生する施設は設置しないことから、評価項目として選定しない。</p>
廃棄物等	一般廃棄物	○	<p>計画地は公共用地として利用されており、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物(廃プラスチック、廃蛍光管、廃乾電池等)の発生がある。</p>	<p>供用時は、事業系一般廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。</p>
	産業廃棄物	○		<p>工事中は、建設廃棄物等の産業廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、多量の産業廃棄物を発生する施設ではないことから、評価項目として選定しない。</p>
	建設発生土	○	<p>計画地は公共用地として利用されており、建設発生土の発生はない。</p>	<p>工事中には、掘削工事等により建設発生土が発生することから、評価項目として選定する。</p>

注) ○：選定した項目 —：選定しない項目

表6-3(6) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
構造物の影響	景観 (景観、圧迫感)	○	計画地及びその周辺は、J R川崎駅及び京急川崎駅を中心に商業・業務機能が集積する地域であり、高い密度で建築物が分布する市街地である。 景観構成要素としては、低層・中層から超高層までの業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等の人工的要素が多くみられる。	供用時は、計画建築物の出現により地域景観及び圧迫感に変化が生じると考えられることから、評価項目として選定する。
	日照障害	○		供用時は、計画建築物の出現により日影が生じることから、評価項目として選定する。
	テレビ受信障害	○		供用時は、計画建築物の出現によりテレビ電波受信障害が生じると考えられることから、評価項目として選定する。
	風害	○		供用時は、計画建築物の出現により風環境の状況に変化が生じると考えられることから、評価項目として選定する。
地域社会	コミュニティ施設	—	計画地には、川崎市役所本庁舎及び第2庁舎がある。計画地周辺には、計画地の南側約40mに川崎市役所第3庁舎、北側約80mに川崎市役所第4庁舎、南東側約70mに川崎区役所等がある。 また、計画地の南東側約200mに宮前小学校があり、計画地は宮前小学校の通学区域となっている。	本事業は、工事中及び供用時ともに、計画地周辺のコミュニティ施設に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	人と自然とのふれあい活動の場	—	計画地には、人と自然とのふれあい活動の場は存在しない。 計画地周辺には、計画地の東側約50mに稲毛公園、南側約200mに東田公園、北側約250mに東町公園、東側約400mに富士見公園等がある。	本事業は、計画地周辺の人と自然とのふれあい活動の場に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	地域交通 (交通混雑、交通安全)	○	計画地周辺では、国道409号及び川崎府中線(主要地方道9号)で道路交通センサスの調査地点が行われており、平成22年度の自動車交通量(平日)は国道409号で22,364台/12時間(大型車混入率:28.6%)、川崎府中線(主要地方道9号)で12,466台/12時間(大型車混入率:9.0%)である。	工事中は、工事用車両の走行による地域交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 供用時は、施設関連車両の走行及び歩行者の往来による地域交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	地域交通 (地域分断)	—	計画地には、砂子4号線の一部が通っている。	本事業では、計画地内の砂子4号線の交通規制を変更し、歩行者専用道路にする(図1-3(p.20)参照)ため、車両及び歩行者の利用を阻害(地域分断)する要因はないことから、評価項目として選定しない。
	歴史的 文化遺産	—	計画地には、指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。 計画地周辺には、指定文化財等の「手洗石」等が、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.8」がある。	計画地には、指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、評価項目として選定しない。

注) ○：選定した項目 —：選定しない項目

表6-3(7) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
安全	火災、爆発、 化学物質の漏洩等	—	計画地は公共用地として利用されており、本庁舎及び第2庁舎において危険物（軽油）の取扱施設があるが、「消防法」等の関係法令に基づき適正に管理されている。なお、現在は、本庁舎において危険物の貯蔵は行っていない。また、計画地には化学物質等の取扱施設はない。	供用時に危険物及び化学物質等の取扱施設を設置する場合は、現在の本庁舎及び第2庁舎の取扱施設と同様に、適正に管理することから、評価項目として選定しない。
温室効果ガス		○	計画地は公共用地として利用されており、電気及び都市ガス等の使用がある。	供用時は、電気及び都市ガスの使用により温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。

注) ○：選定した項目 —：選定しない項目

3 環境配慮項目

(1) 環境配慮項目の選定

本事業の計画内容を勘案して、環境影響評価の手法が確立されていないが、地域環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）を選定した。

環境配慮項目の選定等の理由は、表6-4に示すとおりである。

表6-4 環境配慮項目の選定等の理由

環境配慮項目		項目の選定	選定した理由または選定しない理由
地域環境の保全の見地から 配慮を行う項目	有害化学物質	—	本事業では、有害化学物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
	放射性物質	—	本事業では、放射性物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
	ヒートアイランド現象	○	供用時には、施設の供用によるエネルギー消費があり、省エネルギー対策の推進による人工排熱の低減、緑化等による人工被覆等の改善が求められることから、環境配慮項目として選定する。
	電磁波、電磁界	—	本事業では、電磁波、電磁界を発生する施設は設置しないことから、環境配慮項目として選定しない。
	光害	—	本事業では、光害の発生要因となる設備は設置しないことから、環境配慮項目として選定しない。
	地震時等の災害	○	本事業では、地震時等の災害発生時の環境配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
地球環境の保全の見地から 配慮を行う項目	地球温暖化	○	温室効果ガス（二酸化炭素）の発生要因として、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の施設関連車両の走行が考えられるため、環境配慮項目として選定する。 なお、供用時には電気及び都市ガスの使用があり、施設の供用による「温室効果ガス」を環境影響評価項目として選定し、環境保全のための措置等について検討するため、環境配慮項目としては選定しない。
	オゾン層	—	本事業では、オゾン層に影響を及ぼす物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
	酸性雨	—	本事業では、酸性雨の発生要因物質を著しく排出する設備等は設置しないことから、環境配慮項目として選定しない。
	資源	○	工事中及び供用時において、資源の有効活用、水循環への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
	エネルギー	○	供用時には、施設の供用によるエネルギー消費があり、省エネルギーの推進が求められることから、環境配慮項目として選定する。

注) ○：選定した項目 —：選定しない項目

(2) 環境配慮方針

選定した環境配慮項目の環境配慮方針は、表6-5に示すとおりである。

表6-5 選定した環境配慮項目の環境配慮方針

選定した環境配慮項目		環境配慮方針
地域環境の保全の見地から 配慮を行う項目	ヒートアイランド現象	【供用時】 ・設備機器の選定や使用方法への配慮により、環境負荷の低減に努める。 ・ヒートアイランド現象を緩和するため、関係法令に基づき緑化を行う。
	地震時等の災害	【供用時】 ・耐震性及び防火に配慮する。 ・発災時に災害対策活動の中核拠点として十分に機能するよう、業務継続性を確保する。 ・発災時に様々な目的に転用できるスペースや備蓄機能を確保する。
地球環境の保全の見地から 配慮を行う項目	地球温暖化	【工事中】 ・建設機械及び工事用車両の選定や使用方法への配慮等により、環境負荷の低減に努める。 【供用時】 ・公用車の選定や使用方法への配慮等により、環境負荷の低減に努める。
	資源	【工事中】 ・循環型社会の形成に貢献するため、工事における建設副産物のリサイクルや再生材料の利用の推進に努める。 【供用時】 ・循環型社会の形成に貢献するため、作業工程や事務所での資源の有効利用に努める。
	エネルギー	【供用時】 ・設備機器の選定や使用方法への配慮、建築設計上の配慮等により、環境負荷の低減を努める。

第7章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

第7章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の調査、予測及び評価にあたっては、本事業の計画内容と計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮して対象事業の実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出し、環境影響評価項目として大気質、土壌汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観（景観、圧迫感）、日照障害、テレビ受信障害、風害、地域交通（交通混雑、交通安全）、温室効果ガスの15項目を選定した。

選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法等は、次ページ以降に示すとおりである。なお、環境影響評価項目ごとに調査、予測及び評価の方法等が対比して見られるよう以下に示す表形式でまとめた。

- ・表は見開きの左ページ（偶数ページ）と右ページ（奇数ページ）を使用し、左ページに調査項目及び調査方法等、右ページに予測・評価項目及び予測・評価方法等について記載した。
- ・見開きページごとに表の続きを記載した。
- ・環境影響評価項目ごとに参考資料及び関係図面等を掲載した。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">計画地及びその周辺の現況を把握するための調査項目について、その方法等を記載した。</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">条例準備書において行う予測・評価項目について、その方法等を記載した。</div>		
1 ○○○	1.1 ○○○	調 査	予 測	評 価
○	○	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における○○○の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <p style="padding-left: 20px;">① ○○の状況 ② ○○の状況</p> <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等 ① ○○の状況 ア 既存資料調査</p> <p>イ 現地調査 (7) 調査地点 (4) 調査期間・調査時期 (5) 調査方法</p> <p>② ○○の状況 ア 調査地点 イ 調査期間・調査時期 ウ 調査方法</p>	<p>(4) 予測及び評価項目 <工事中> ① ○○による○○への影響 <供用時> ② ○○による○○への影響</p> <p>(5) 予測方法等 <工事中> ① ○○による○○への影響 ア 予測地域・地点 イ 予測時期 ウ 予測方法</p> <p><供用時> ② ○○による○○への影響 ア 予測地域・地点 イ 予測時期 ウ 予測方法</p>	<p>(6) 評価方法等 <工事中> ① ○○による○○への影響 ア 環境への影響の回避・低減の観点 イ 評価方法</p> <p><供用時> ② ○○による○○への影響 ア 環境への影響の回避・低減の観点 イ 評価方法</p>
○	○			
-左ページ-		-右ページ-		

1 大 気
1.1 大気質

項 目	調 査
大 気	<p data-bbox="331 304 507 331">(1) 調査項目</p> <p data-bbox="400 338 1471 398">計画地及びその周辺における大気質の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="427 443 1059 470">① 大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） <li data-bbox="427 477 624 504">② 気象の状況 <li data-bbox="427 510 735 537">③ 地形及び地物の状況 <li data-bbox="427 544 683 571">④ 土地利用の状況 <li data-bbox="427 577 655 604">⑤ 発生源の状況 <li data-bbox="427 611 767 638">⑥ 自動車交通量等の状況 <li data-bbox="427 645 794 672">⑦ 関係法令等による基準等 <p data-bbox="331 719 507 745">(2) 調査地域</p> <p data-bbox="427 752 778 779">計画地及びその周辺とする。</p> <p data-bbox="331 824 539 851">(3) 調査方法等</p> <p data-bbox="339 857 975 884">① 大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p data-bbox="339 891 507 918">ア 調査地点</p> <p data-bbox="400 925 1471 1055">調査地点は図7.1.1-1に示すとおり、計画地周辺の一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）である川崎測定局（川崎市役所第4庁舎、旧川崎市公害監視センター^{注1)}）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）である市役所前測定局（川崎市役所本庁舎前^{注2)}）及び日進町測定局（都市機構川崎日進市街地住宅敷地内）とする。</p> <p data-bbox="443 1099 1471 1216">注1) 川崎測定局は、平成25年6月23日に旧川崎市公害監視センターから川崎市役所本庁舎（気象）及び第4庁舎（大気質）に移設している。その後、気象については、川崎市役所本庁舎の解体工事に伴い測定機器を川崎市役所第3庁舎屋上に移設し、平成28年3月28日から測定を行っている。</p> <p data-bbox="443 1223 1471 1283">注2) 市役所前測定局は、平成28年2月12日に西へ約100mの場所（川崎市役所本庁舎敷地南東角から南西角）に移設している。</p> <p data-bbox="339 1323 655 1350">イ 調査期間・調査時期</p> <p data-bbox="400 1357 1471 1417">大気質の状況を把握するため、最新の1年間とする。また、大気質の経年変化を把握するため、過去5年間とする。</p> <p data-bbox="339 1458 507 1485">ウ 調査方法</p> <p data-bbox="400 1491 1471 1552">「環境局事業概要－公害編－」（川崎市）及び「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）等の既存資料を整理する。</p> <p data-bbox="339 1592 539 1619">② 気象の状況</p> <p data-bbox="339 1626 507 1653">ア 調査地点</p> <p data-bbox="400 1659 1471 1720">計画地周辺の一般局とし、風向・風速は川崎測定局、日射量及び放射収支量は幸測定局とする。</p> <p data-bbox="339 1760 655 1787">イ 調査期間・調査時期</p> <p data-bbox="427 1794 1059 1821">気象の状況を把握するため、最新の1年間とする。</p> <p data-bbox="339 1861 507 1888">ウ 調査方法</p> <p data-bbox="443 1895 1034 1921">「川崎市大気データ」等の既存資料を整理する。</p>

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>② 工事用車両の走行による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>④ 冷暖房施設等の設置による大気質への影響（二酸化窒素）</p>	
<p>(5) 予測方法等</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は排出源の高さ等を考慮し、予測される最大着地濃度出現地点を含む範囲とする。予測高さは、地上1.5mとする。</p> <p>イ 予測時期 建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 大気拡散式を用いて付加濃度（年平均値、1時間値）を予測する。付加濃度及びバックグラウンド濃度から長期将来濃度（年平均値、日平均値）及び短期将来濃度（1時間値）を予測する。 大気拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月、公害研究対策センター）に基づき、ブルーム式（有風時：風速1.0m/s以上の場合）、弱風パフ式（弱風時：風速0.5m/s以上、0.9m/s以下の場合）、無風パフ式（無風時：風速0.4m/s以下の場合）を用いる。なお、短期将来濃度予測の気象条件は、風向は16方位、風速は1m/s、大気安定度中立（D）とする。</p> <p>② 工事用車両の走行による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は、工事用車両の主な走行経路上の道路端から50m程度の範囲とする。 予測地点は図7.1.1-2に示すとおり、工事用車両の主な走行経路上の2地点（No.1、No.2）における沿道の道路端とする。予測高さは、地上1.5mとする。</p> <p>イ 予測時期 工事用車両の走行台数が最大となる時期とし、この交通量が1年間続くものと想定する。</p>	<p>(6) 評価方法等</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 建設機械の稼働による大気質への影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」（平成28年1月改定、川崎市）に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 工事用車両の走行による大気質への影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項 目		調 査
大 気	大 気 質	③ 地形及び地物の状況 「地形図」（川崎市）等の既存資料を整理する。
		④ 土地利用の状況 「土地利用現況図」（川崎市）等の既存資料を整理する。
		⑤ 発生源の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。
		⑥ 自動車交通量等の状況 「7 地域社会 7.1 地域交通（交通混雑・交通安全）」と同様とする。
		⑦ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法（平成5年11月、法律第91号） ・川崎市環境基本条例（平成3年12月、条例第28号） ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年12月、条例第50号） ・中央公害対策審議会答申（昭和53年3月）による指針値 ・地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・環境基準設定物質：環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。

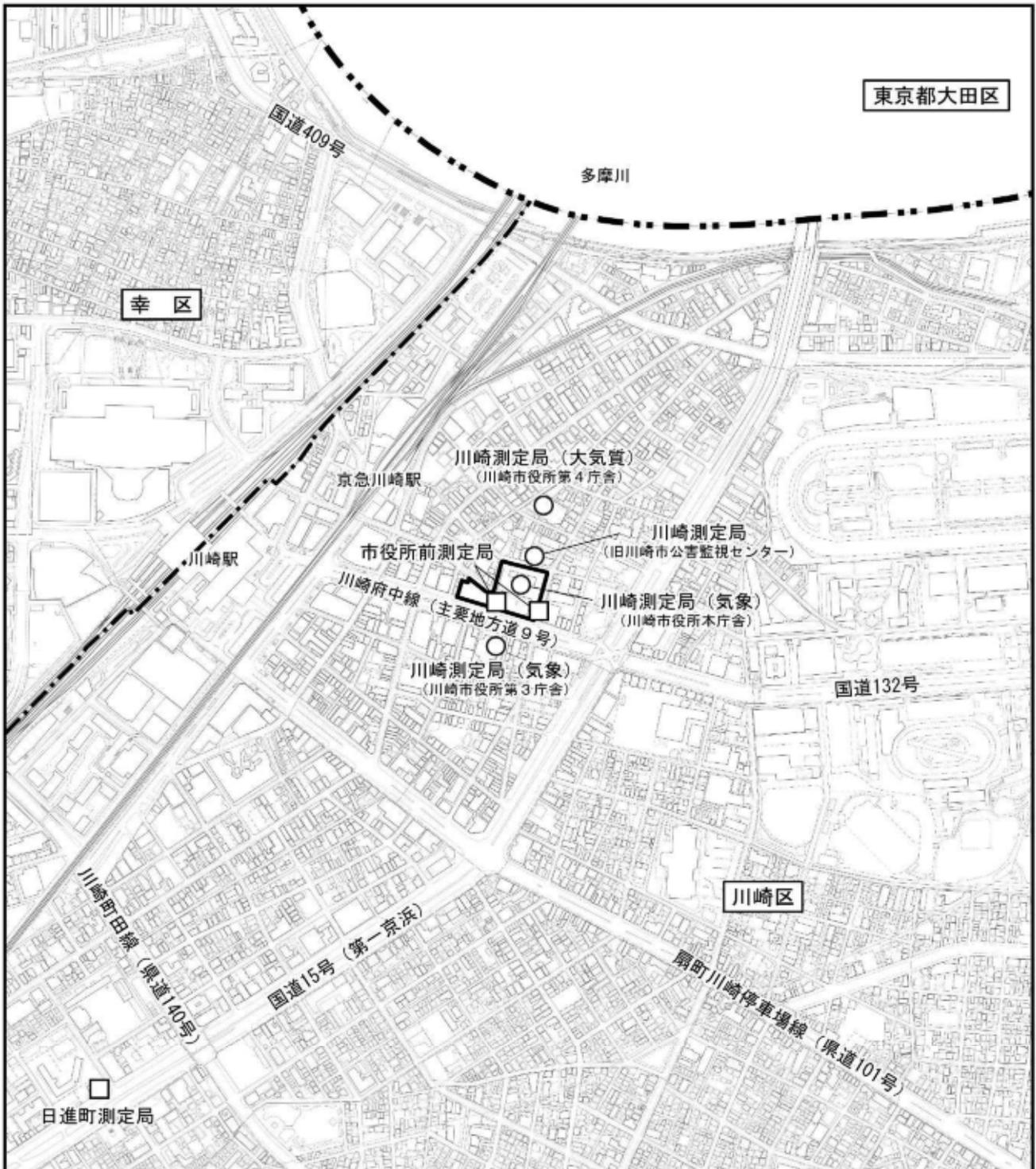
表7.1.1-1 関係法令等に定める大気質に係る基準等

項 目		環境目標値	環境基準	指針値
二酸化窒素	1時間値の 1日平均値	0.02ppm以下	0.04ppm～0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下	—
	1時間値	—	—	0.1ppm～0.2ppm <small>注)</small>
浮遊粒子状物質	1時間値の 1日平均値	0.075mg/m ³ 以下	0.10mg/m ³ 以下	—
	1時間値	—	0.20mg/m ³ 以下	—
	年平均値	0.0125mg/m ³ 以下	—	—

注) 中央公害対策審議会答申（昭和53年3月）による指針値

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）

予 測	評 価
<p>ウ 予測方法 大気拡散式を用いて付加濃度（年平均値）を予測する。付加濃度及びバックグラウンド濃度から長期将来濃度（年平均値、日平均値）を予測する。 大気拡散式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策研究所独立行政法人土木研究所）に基づき、ブルーム式（有風時：風速が1.0m/sを超える場合）、パフ式（弱風時：風速が1.0m/s以下の場合）を用いる。</p> <p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は、施設関連車両の主な走行経路上の道路端から50m程度の範囲とする。 予測地点は図7.1.1-2に示すとおり、施設関連車両の主な走行経路上の3地点（No.1～No.3）における沿道の道路端とする。予測高さは、地上1.5mとする。</p> <p>イ 予測時期 供用時の事業活動等が定常状態となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工用車両の走行による大気質への影響」と同様とする。</p> <p>④ 冷暖房施設等の設置による大気質への影響（二酸化窒素）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は排出源の高さ等を考慮し、予測される最大着地濃度出現地点を含む範囲とする。予測高さは、原則、地上1.5mとするが、排出源と計画地近隣の建築物の高さ、配置等を踏まえ、高さ方向の予測についても検討する。</p> <p>イ 予測時期 供用時の事業活動等が定常状態となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 大気拡散式を用いて付加濃度（年平均値）を予測する。付加濃度及びバックグラウンド濃度から長期将来濃度（年平均値、日平均値）を予測する。 大気拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に基づき、ブルーム式（有風時：風速1.0m/s以上の場合）、弱風パフ式（弱風時：風速0.5m/s以上、0.9m/s以下の場合）、無風パフ式（無風時：風速0.4m/s以下の場合）を用いる。</p>	<p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行による大気質への影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>④ 冷暖房施設等の設置による大気質への影響（二酸化窒素）</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 冷暖房施設等の設置による大気質への影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>



凡例

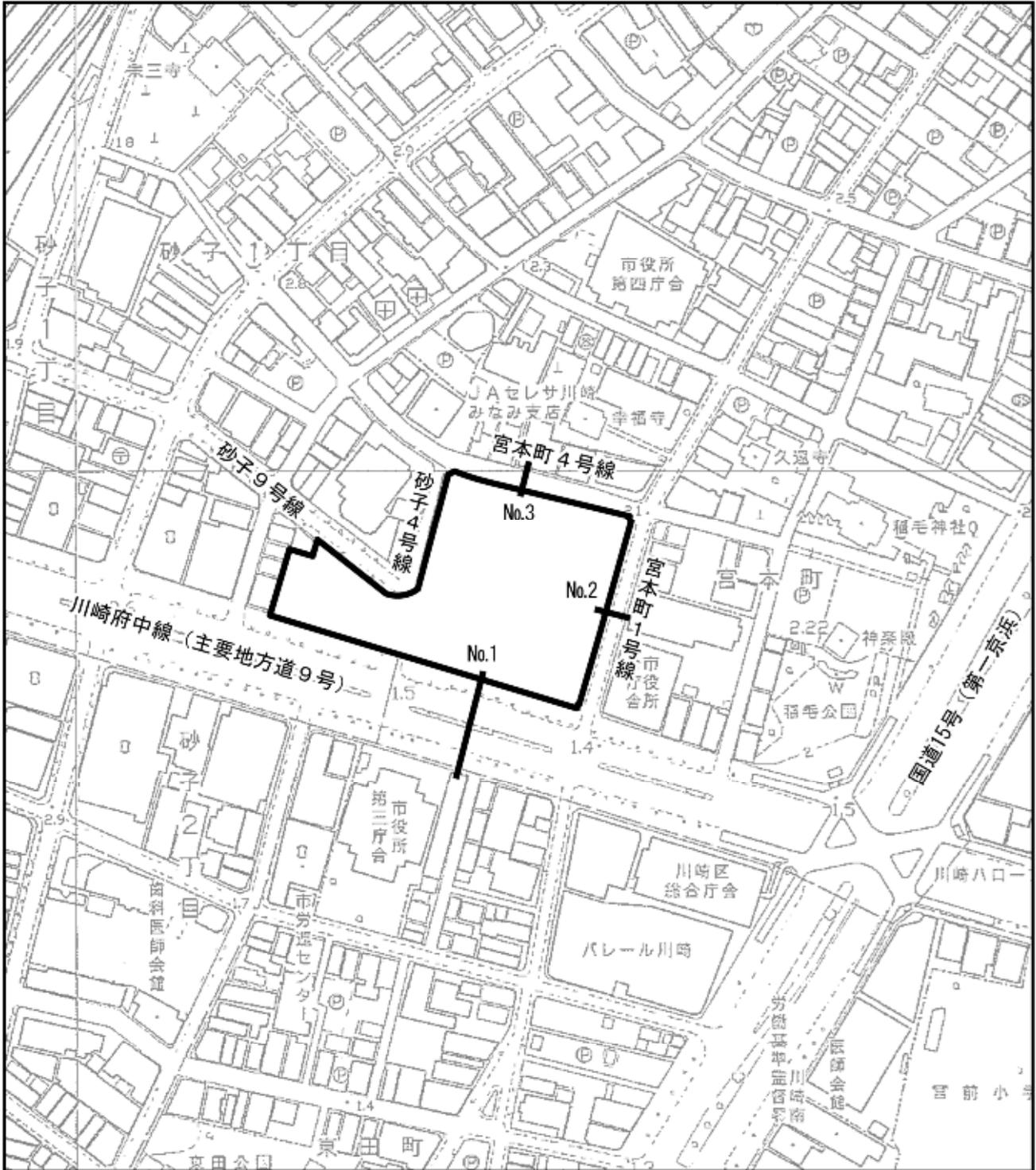
- 計画地
- 都県界
- 区界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局

注1) 川崎測定局は、平成25年6月23日に旧川崎市公害監視センターから川崎市役所本庁舎（気象）及び第4庁舎（大気質）に移設している。その後、気象については、川崎市役所本庁舎の解体工事に伴い測定機器を川崎市役所第3庁舎屋上に移設し、平成28年3月28日から測定を行っている。

注2) 市役所前測定局は、平成28年2月12日に西へ約100mの場所（川崎市役所本庁舎敷地南東角から南西角）に移設している。

図7.1.1-1 大気質の調査地点（既存資料調査）



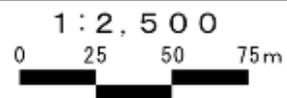


凡 例

 計画地

 予測地点
(工事中 : No.1、No.2 供用時 : No.1~No.3)

図7.1.1-2 工事用車両及び施設関連車両の走行による
大気質の予測地点



2 土

2.1 土壌汚染

項 目	調 査
土 土 壌 汚 染	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における地歴の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 地歴の状況② 土壌汚染の状況③ 地形、地質等の状況④ 土壌汚染の発生源の状況⑤ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none">① 地歴の状況 過去の土地利用図及び履歴等の既存資料を整理する。② 土壌汚染の状況 計画地内で実施した土壌汚染調査結果等の既存資料を整理する。③ 地形、地質等の状況 「地形図」等の既存資料を整理する。④ 土壌汚染の発生源の状況 計画地内で実施した土壌汚染調査結果等の既存資料を整理する。⑤ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。<ul style="list-style-type: none">・ 環境基本法・ 土壌汚染対策法（平成14年5月、法律第53号）・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年12月、環境庁告示第68号）・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例・ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <工事中> ① 汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法</p>	<p>(6) 評価方法等 <工事中> ① 汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法 ア 環境への影響の回避・低減の観点 汚染のおそれのある土壌の処理・処分方法等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>
<p>(5) 予測方法等 <工事中> ① 汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法 ア 予測地域・予測地点 計画地内の土地の形質変更を行う範囲とする。 イ 予測時期 掘削工事中とする。 ウ 予測方法 計画地内で実施した土壌汚染調査結果及び施工計画の内容及びつき、汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法を予測する。</p>	

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・環境基準設定物質：環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
- ・特定有害物質：人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
- ・上記以外の物質：生活環境の保全に支障のないこと。

表7.2.1-1 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
備 考	カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成 28 年 1 月改訂、川崎市）

表7.2.1-2 ダイオキシン類対策特別措置法に定める土壌に係る環境基準

項 目	土壌に係る環境基準
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成 28 年 1 月改訂、川崎市）

表7.2.1-3 土壤汚染対策法に定める指定区域の指定基準

特定有害物質	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
シアン化合物	検出されないこと。	(遊離シアン) 50mg/kg 以下
有機燐及びその化合物	検出されないこと。	—
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
六価クロム及びその化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	—
PCB	検出されないこと。	—
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	—
シマジン	0.003mg/L 以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成 28 年 1 月改訂、川崎市）

表7.2.1-4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に定める規制基準

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウムとして 0.01mg	土壌 1kg につきカドミウムとして 150mg
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアンとして 50mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検液中に検出されないこと。	—
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛として 0.01mg	土壌 1kg につき鉛として 150mg
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロムとして 0.05mg	土壌 1kg につき六価クロムとして 250mg
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素として 0.01mg	土壌 1kg につき砒素として 150mg
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	検液 1L につき水銀として 0.0005mg	土壌 1kg につき水銀として 15mg
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	—
PCB	検液中に検出されないこと。	—
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg	—
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg	—
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg	—
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg	—
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg	—
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg	—
チウラム	検液 1L につき 0.006mg	—
シマジン	検液 1L につき 0.003mg	—
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg	—
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg	—
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレンとして 0.01mg	土壌 1kg につきセレンとして 150mg
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素として 1mg	土壌 1kg につきほう素として 4,000mg
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素として 0.8mg	土壌 1kg につきふっ素として 4,000mg
ダイオキシン類	—	土壌 1g につきダイオキシン類として 1,000pg

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成 28 年 1 月改訂、川崎市）

3 緑

3.1 緑の質

項 目	調 査
緑 緑 の 質	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における現存植生状況及び生育状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。なお、本事業では植栽基盤の下層まで必要土壌量以上の客土を行うことから、植栽土壌の調査は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現存植生状況及び生育状況 ② 周辺地域の生育木 ③ 植栽予定樹種 ④ 潜在自然植生 ⑤ 生育環境 ⑥ 土地利用の状況 ⑦ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現存植生状況及び生育状況 ア 調査地点 計画地内とする。 イ 調査期間・調査時期 現存植生状況及び生育状況が適切に把握できる時期（1季×1回）に実施する。 ウ 調査方法 現存植生状況は、現地踏査により把握する。 生育木状況は、樹種、樹高、本数等を記録するとともに、樹木活力度を調査する。樹木活力度は、「造園施工管理 技術編（改訂25版）」（平成17年5月、（社）日本公園緑地協会）に示す8項目（樹勢、樹形、枝の伸長量、枝葉の密度、葉形、葉の大きさ、葉色、ネクロシス）について項目ごとの判断基準（表7.3.1-1参照）に基づき調査し、「自然環境アセスメント指針」（平成2年1月、（社）環境情報科学センター）に示す算定方法（表7.3.1-2参照）及び判定基準（表7.3.1-3参照）に基づき樹木活力度を判定する。 ② 周辺地域の生育木 ア 調査地点 調査地点は図7.3.1-1に示すとおり、計画地と同様の立地環境と考えられる計画地周辺の4つの公園（東町公園、稲毛公園、東田公園、富士見公園）とする。 イ 調査期間・調査時期 周辺地域の生育木の状況が適切に把握できる時期（1季×1回）に実施する。 ウ 調査方法 「① 現存植生状況及び生育状況」と同様とする。 ③ 植栽予定樹種 緑化計画の内容を整理する。

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <供用時> ① 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の必要土壌量</p> <p>(5) 予測方法等 <供用時> ① 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の必要土壌量 ア 予測地域・予測地点 計画地内とする。 イ 予測時期 計画建築物等の工事完了後とする。 ウ 予測方法 植栽予定樹種の環境適合性は、計画地及びその周辺における生育木の活力度調査結果、既存資料調査から把握した潜在自然植生及び「川崎市緑化指針」（平成27年10月一部改正、川崎市）の記載樹種を参考に、植栽予定樹種の環境適合性を予測する。 植栽基盤の必要土壌量は、緑化計画の内容を踏まえ、「川崎市緑化指針」を参考に植栽基盤の必要土壌量を予測する。</p>	<p>(6) 評価方法等 <供用時> ① 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の必要土壌量 ア 環境への影響の回避・低減の観点 緑化計画及び緑の回復育成の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項 目		調 査
緑	緑の質	<p>④ 潜在自然植生 「川崎市および周辺の植生－環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究－」 (昭和56年3月、横浜植生学会)等の既存資料を整理する。</p> <p>⑤ 生育環境 「土地分類基本調査(垂直調査)」(国土交通省ホームページ)等の既存資料を整理するとともに、現地踏査により把握する。</p> <p>⑥ 土地利用の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。</p> <p>⑦ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成11年12月、条例第49号) ・川崎市緑の基本計画(平成20年3月改定、川崎市) ・第3期 川崎市緑の実施計画(平成26年5月、川崎市) ・川崎市緑化指針 ・川崎市環境基本計画(平成23年3月改定、川崎市)に定められている環境要素の目標 ・地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・植栽樹種の適合性、植栽基盤（質・厚さ）：緑の適切な回復育成を図ること。

○樹木活力度の調査項目及び判断基準

表7.3.1-1 樹木活力度の調査項目及び判断基準

判断基準 調査項目	1. 良好、正常なもの	2. 普通、正常に近いもの	3. 悪化のかなり進んだもの	4. 顕著に悪化しているもの
1. 樹勢	生育旺盛なもの	多少影響はあるが、あまり目立たない程度	異常が一目で分かる程度	生育劣弱で、回復の見込みなしとみられるもの
2. 樹形	自然樹形を保つもの	一部に幾分の乱れはあるが、本来の形に近いもの	自然樹形の崩壊がかなり進んだもの	自然樹形が全く崩壊し、奇形化しているもの
3. 枝の伸長量	正常	幾分少ないが、それほど目立たない	枝は短小となり細い	枝は極度に短小し、しょうが状の節間がある
4. 枝葉の密度	正常、枝および葉の密度のバランスがとれている	普通、1に比べてやや劣る	やや疎	枯枝が多く、葉の発生が少ない密度が著しく疎
5. 葉形	正常	少しゆがみがある	変形が中程度	変形が著しい
6. 葉の大きさ	正常	幾分小さい	中程度に小さい	著しく小さい
7. 葉色	正常	やや異常	かなり異常	著しく異常
8. ネクロシス ^{注1)}	なし	わずかにある	かなり多い	著しく多い

注1)ネクロシス：壊死（細胞や組織が部分的に死滅すること）

注2)8つの調査項目以外に、「萌芽期」、「落葉状況」、「紅(黄)葉状況」、「開花状況」の4項目についても挙げられているが、調査時期によって状況把握が困難であるため、本調査では除外する。

資料：「造園施工管理 技術編（改訂25版）」（平成17年5月、(社)日本公園緑地協会）

○樹木活力度指数の算定方法

表7.3.1-2 樹木活力度指数の算定方法

単木の場合	特定樹種の場合
$Y = \sum X_i / n$	$Y = \sum Y_i / m$
Y : 樹木活力度指数 X _i : 調査項目別指数 n : 調査項目数	Y : 特定樹種の平均活力度指数 Y _i : 樹木活力度指数 m : 特定樹種の調査本数

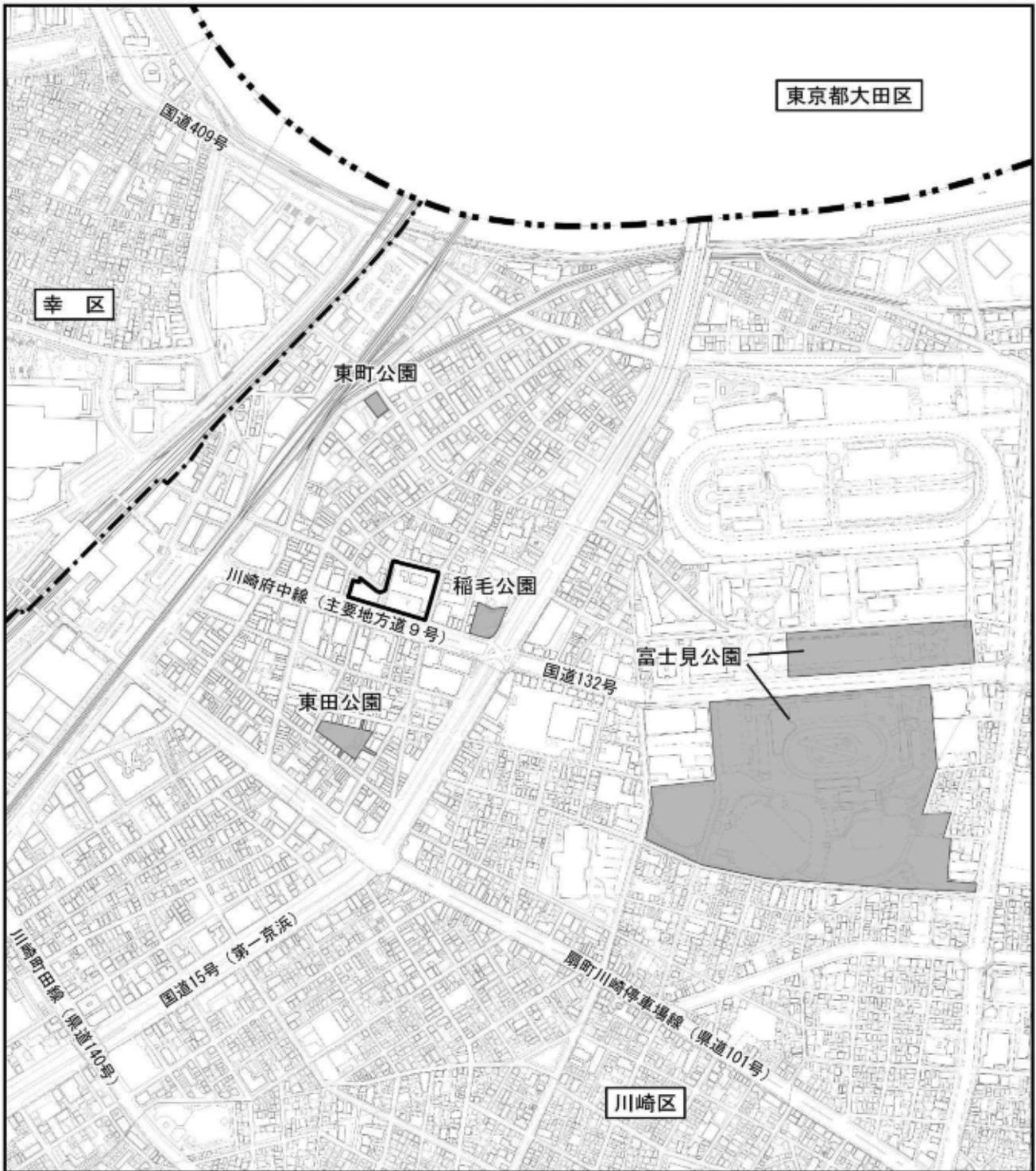
資料：「自然環境アセスメント指針」（平成2年1月、(社)環境情報科学センター）

○樹木活力度の判定基準

表7.3.1-3 樹木活力度の判定基準

判定	A	B	C	D
指数	1.00～1.75	1.76～2.50	2.51～3.25	3.26～4.00
状態	良好、正常なもの	普通、正常に近いもの	悪化のかなり進んだもの	顕著に悪化しているもの

資料：「自然環境アセスメント指針」（平成2年1月、(社)環境情報科学センター）

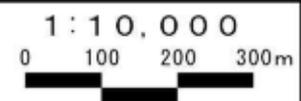


凡 例

- 計画地
- 調査地点
- 都県界
- 区 界

注) 富士見公園の北側は、「スポーツ・文化複合施設整備等事業」の敷地を除いて図示した。

図7.3.1-1 周辺地域の生育木の調査地点（現地調査）



3.2 緑の量

項 目	調 査
緑 緑 の 量	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における緑被の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緑被の状況 ② 緑化計画 ③ 生育環境 ④ 土地利用の状況 ⑤ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緑被の状況 ア 調査地点 計画地内とする。 イ 調査期間・調査時期 緑被の状況が適切に把握できる時期（1季×1回）に実施する。 ウ 調査方法 現地踏査により把握する。なお、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示される緑度の区分及び指数（表7.3.2-2参照）、平均緑度算定式から平均緑度を算定する。 ② 緑化計画 緑化計画の内容を整理する。 ③ 生育環境 「土地分類基本調査（垂直調査）」等の既存資料を整理するとともに、現地踏査により把握する。 ④ 土地利用の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。 ⑤ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 ・ 川崎市緑の基本計画 ・ 第3期 川崎市緑の実施計画 ・ 川崎市緑化指針 ・ 川崎市環境基本計画に定められている環境要素の目標 ・ 川崎市環境影響評価等技術指針に定められている平均緑度係数 ・ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <供用時> ① 緑被の変化及び全体の緑の構成</p> <p>(5) 予測方法等 <供用時> ① 緑被の変化及び全体の緑の構成 ア 予測地域・予測地点 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建築物等の工事完了後とする。</p> <p>ウ 予測方法 緑被の変化は、緑化計画における緑被面積及び緑被率（指定開発行為に係る面積に対する緑化面積の割合）を示し、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づき算定される緑被率（目標値）と対比する。なお、緑被面積は、「川崎市緑化指針」に定める緑化面積の考え方に基づき算定する。</p> <p>全体の緑の構成（樹木本数）は、緑化計画における植栽予定本数を示し、「川崎市緑化指針」に基づき算定される緑の量的水準（標準植栽本数）と対比する。</p>	<p>(6) 評価方法等 <供用時> ① 緑被の変化及び全体の緑の構成 ア 環境への影響の回避・低減の観点 緑化計画及び緑の回復育成の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・緑被、緑の構成：緑の適切な回復育成を図ること。

○緑被の算定

地域別環境保全水準の具体的な数値として、「川崎市環境影響評価等技術指針」において、緑被率（指定開発行為に係る面積に占める緑被面積の割合）の算定式が記載されている。

緑被率の算定式

$$(A \times \alpha + B \times \beta + A \times G') / A \times 100$$

- A : 指定開発行為に係る面積
- α : 0.06（ただし、法令等により、公園、緑地等を設置しない場合は $\alpha = 0$ とする。）
- B : 指定開発行為に係る面積から公園、緑地等の面積を除いたもの（ $A - (A \times \alpha)$ ）
- β : 指定開発行為の種類ごとに定める数値（表 7.3.2-1 参照）
- G' : 平均緑度係数（表 7.3.2-3 参照）

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成 28 年 1 月改訂、川崎市）

表 7.3.2-1 指定開発行為の種類ごとに定める数値（ β ）

指定開発行為の種類	地 区	β
高層建築物の新設	第 1 種	0.1
大規模建築物の新設	第 2 種	0.1

注）本事業に該当する指定開発行為の種類、地区のみを抜粋した。

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成 28 年 1 月改訂、川崎市）

○平均緑度（L. G）の算定

「川崎市環境影響評価等技術指針」に示される算定式に基づき平均緑度（L. G）を算定し、表7.3.2-2から対応する平均緑度係数（G'）を求める。

<p>平均緑度（L. G）の算定式</p> <p>平均緑度（L. G）＝$\Sigma（G \times a） / A$ （小数点以下第2位を四捨五入する。）</p> <p>G：緑度の区分ごとの指数（表7.3.2-2参照） a：緑度の区分ごとの面積 A：指定開発行為に係る面積</p>

表7.3.2-2 緑度の区分及び指数

指数（G）	緑度の区分
5	すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値をもつ植生地
4	よく成育した植生地（二次林、植林、竹林）
3	やや成育が進んだ植生地（二次林、伐採跡地、耕地、果樹園）
2	貧弱な植生地
1	人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等

備考

指数5の「すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値をもつ植生地」とは、すぐれた自然植生地及びそれとほぼ同等の価値をもつ自然的植生地で、あわせて一定規模の面積を有し、かつ良好な植生状態が形成されているもの。
例として、シラカシ林、スジダイ林、ケヤキ林等

指数4の「よく成育した植生地（二次林、植林、竹林）」とは、よく成育した半自然的あるいは二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね10m以上で、良好な植生状態が維持されているもの。
例として、コナラ林、スギ林、サワラ林、モウソウチク林、マダケ林、屋敷林等

指数3の「やや成育が進んだ植生地（二次林、伐採跡地、耕地、果樹園）」とは、やや成育が進んだ二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね10m以下で、多少とも良好な植生状態が維持されているもの。
例として、指数4に示す林のほか、伐採跡地、耕作地、果樹園等

指数2の「貧弱な植生地」とは、植生状態が貧弱な二次的植生地。
例として、アズマネザサ群落、ススキ草原、クズ草原、水田放棄地等

指数1の「人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地」とは、人工的な環境又は緑地が極めて少ない土地。
例として、荒地、裸地、造成地、崩壊地等

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）

表7.3.2-3 平均緑度係数（G'）

平均緑度（L. G）	5.0～4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2
平均緑度係数（G'）	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	0.18	0.17

3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0～1.0
0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.07	0.06	0.05

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）

4 騒音・振動・低周波音

4.1 騒音

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における騒音の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 騒音の状況 ② 地形及び工作物の状況 ③ 土地利用の状況 ④ 発生源の状況 ⑤ 自動車交通量等の状況 ⑥ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 騒音の状況 <p>ア 既存資料調査 「環境局事業概要－公害編－」等の既存資料を整理する。</p> <p>イ 現地調査</p> <p>(7) 調査地点 調査地点は図 7.4.1-1 に示すとおり、環境騒音の調査地点は2地点（A、B）、道路交通騒音の調査地点は工事用車両及び施設関連車両の主な走行経路上の道路沿道の3地点（No.1～No.3）とする。</p> <p>(4) 調査期間・調査時間帯 騒音の状況が適切に把握できる時期（平日×1回）に実施する。</p> <p>(5) 調査方法 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）に定める測定方法に基づき、JIS C 1509に定められたサウンドレベルメーターを用いて、JIS Z 8731に規定する「環境騒音の表示・測定方法」に準拠して測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 地形及び工作物の状況 「地形図」等の既存資料を整理する。 ③ 土地利用の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。 ④ 発生源の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。 ⑤ 自動車交通量等の状況 「7 地域社会 7.1 地域交通（交通混雑・交通安全）」と同様とする。

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働による騒音の影響</p> <p>② 工事用車両の走行による騒音の影響</p> <p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行による騒音の影響</p> <p>④ 冷暖房施設等の設置による騒音の影響</p>	
<p>(5) 予測方法等</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働による騒音の影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地の敷地境界から100m程度の範囲とする。予測高さは、地上1.2mとする。</p> <p>イ 予測時期 建設機械の稼働が最大（建設機械のパワーレベルの合成値が最大）となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 （社）日本音響学会が提案する予測式（ASJ CN-Model 2007）を用いて予測する。</p> <p>② 工事用車両の走行による騒音の影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は、工事用車両の主な走行経路上の道路端から50m程度の範囲とする。 予測地点は図7.4.1-2に示すとおり、工事用車両の主な走行経路上の2地点（No.1、No.2）における沿道の道路端とする。予測高さは、地上1.2mとする。</p> <p>イ 予測時期 工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 （一社）日本音響学会が提案する予測式（ASJ RTN-Model 2013）を用いて予測する。</p>	<p>(6) 評価方法等</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働による騒音の影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 建設機械の稼働による騒音の影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行による騒音の影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 工事用車両の走行による騒音の影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項 目		調 査
騒音・振動・低周波音	騒音	<p>⑥ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・騒音規制法（昭和43年6月、法律第98号） ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 ・地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・建設工事に係る騒音：生活環境の保全に支障のないこと。

表7.4.1-1 特定建設作業に係る騒音の規制基準

騒音の 大きさ	作業時間		1日当たりの作業時間		同一場所 における 作業時間	作業時間
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85dB を超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
備 考						
<p>1 第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域が定められていない地域並びに工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の境界線からおおむね80mまでの区域</p> <p>2 第2号区域：工業地域のうち、前記に掲げる区域以外の区域</p> <p>3 工業専用地域は除く。</p>						

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）

予 測	評 価
<p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行による騒音の影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は、施設関連車両の主な走行経路上の道路端から50m程度の範囲とする。 予測地点は図7.4.1-2に示すとおり、施設関連車両の主な走行経路上の3地点(No.1～No.3)における沿道の道路端とする。予測高さは、地上1.2mとする。</p> <p>イ 予測時期 供用時の事業活動等が定常状態となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工事用車両の走行による騒音の影響」と同様とする。</p> <p>④ 冷暖房施設等の設置による騒音の影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地の敷地境界から100m程度の範囲とする。予測高さは、原則、地上1.2mとするが、音源と計画地近隣の建築物の高さ、配置等を踏まえ、高さ方向の予測についても検討する。</p> <p>イ 予測時期 供用時の事業活動等が定常状態となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 点音源の伝搬理論式を用いて予測する。</p>	<p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行による騒音の影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行による騒音の影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>④ 冷暖房施設等の設置による騒音の影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 冷暖房施設等の設置による騒音の影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

- ・道路に係る騒音：環境基準を超えないこと。

表7.4.1-2 道路に係る騒音の環境基準

地域の区分	基準値 (L _{Aeq,T})								
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)							
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下							
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下							
備考									
1 この表において、A地域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域をいう。 2 この表において、B地域とは、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域をいう。 3 この表において、C地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。 4 この表において、車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> <th rowspan="3">備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。</th> </tr> <tr> <th>昼間 (午前6時から 午後10時まで)</th> <th>夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70dB 以下</td> <td>65dB 以下</td> </tr> </tbody> </table>		基準値		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)	70dB 以下	65dB 以下	
基準値		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。							
昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)								
70dB 以下	65dB 以下								
備考									
1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。） ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m 									

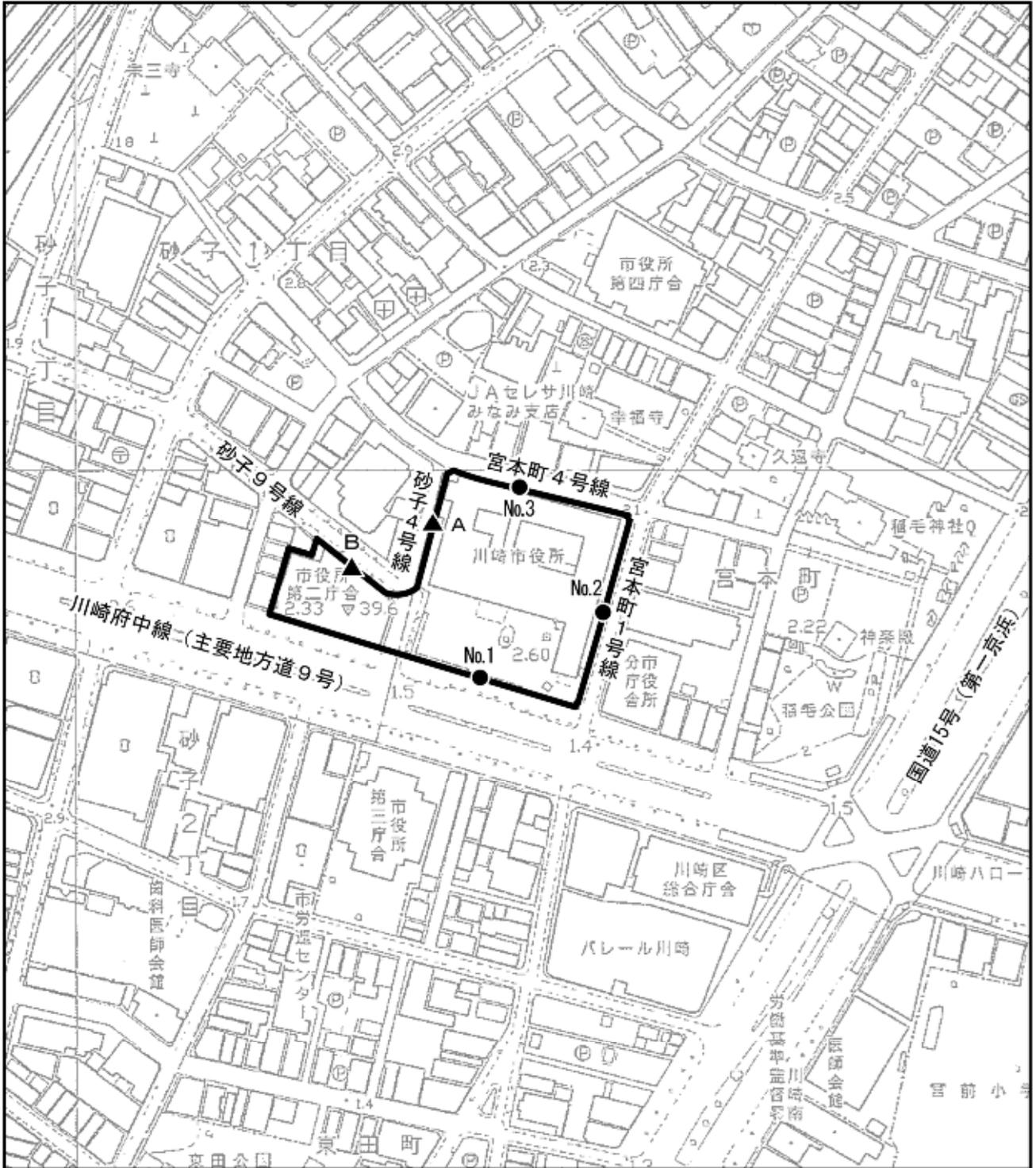
資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）

- ・工場等に係る騒音：生活環境の保全に支障のないこと。

表7.4.1-3 工場等に係る騒音の基準

時間帯 地区	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第1種	50 (55) dB 以下	45 (50) dB 以下	40 (45) dB 以下
第2種	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第3種	70 (75) dB 以下	65 (75) dB 以下	55 (65) dB 以下
<p>備考</p> <p>1 この表において、第1種地区とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域をいう。第1種地区の（ ）内の数値は、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域に適用する。</p> <p>2 この表において、第2種地区とは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。</p> <p>3 この表において、第3種地区とは、工業地域及び工業専用地域をいう。第3種地区の（ ）内の数値は、工業専用地域に適用する。</p>			

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）



凡 例



計画地

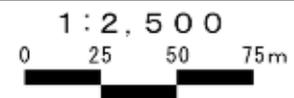


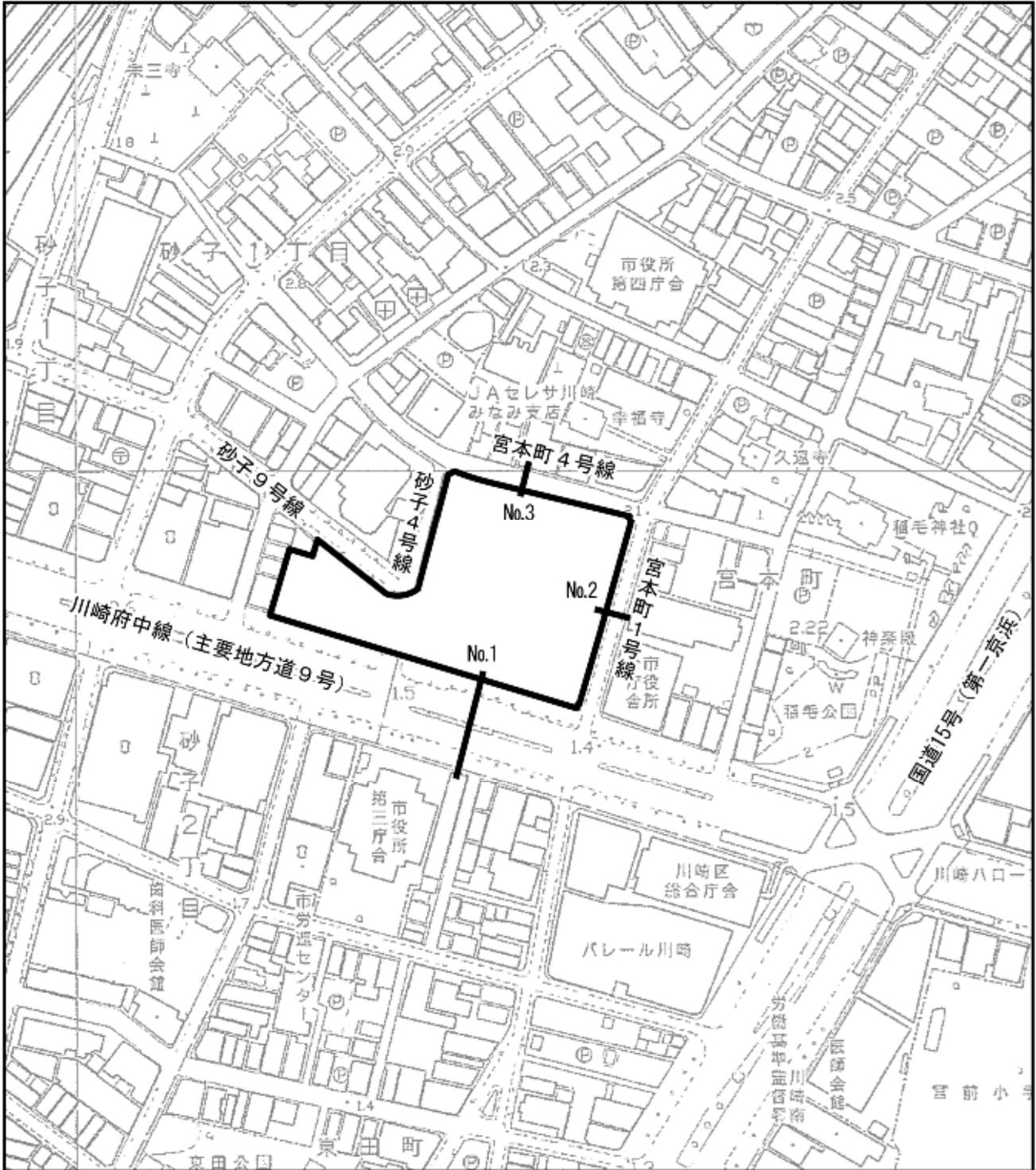
環境騒音・振動調査地点 (A、B)



道路交通騒音・振動調査地点 (No.1~No.3)

図7.4.1-1 騒音・振動の調査地点 (現地調査)





凡 例



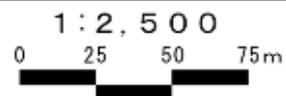
計画地



予測地点

(工事中 : No.1、No.2 供用時 : No.1~No.3)

図7.4.1-2 工事用車両及び施設関連車両の走行による騒音・振動の予測地点



4.2 振 動

項 目	調 査
騒音・振動・低周波音	<p data-bbox="331 304 1469 405">(1) 調査項目 計画地及びその周辺における振動の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="427 443 624 472">① 振動の状況 <li data-bbox="427 479 847 508">② 地盤、地形及び工作物の状況 <li data-bbox="427 515 679 544">③ 土地利用の状況 <li data-bbox="427 551 652 580">④ 発生源の状況 <li data-bbox="427 586 764 616">⑤ 自動車交通量等の状況 <li data-bbox="427 622 794 651">⑥ 関係法令等による基準等 <p data-bbox="331 685 778 748">(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p data-bbox="331 786 539 815">(3) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="341 822 539 851">① 振動の状況 <p data-bbox="341 857 1145 920">ア 既存資料調査 「環境局事業概要－公害編－」等の既存資料を整理する。</p> <p data-bbox="341 958 512 987">イ 現地調査</p> <p data-bbox="341 994 1469 1160">(7) 調査地点 振動の調査地点は図 7.4.1-1 に示したとおり、環境振動の調査地点は2地点（A、B）、道路交通振動の調査地点は工事用車両及び施設関連車両の主な走行経路上の道路沿道の3地点（No.1～No.3）とする。なお、地盤卓越振動数の調査地点は、川崎府中線（主要地方道9号）の1地点（No.1）とする。</p> <p data-bbox="341 1198 1230 1261">(4) 調査期間・調査時間帯 振動の状況が適切に把握できる時期（平日×1回）に実施する。</p> <p data-bbox="341 1299 1469 1507">(7) 調査方法 振動は、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月、総理府令第58号）に定める測定方法に基づき、JIS C 1510に定められた振動レベル計を用いて、JIS Z 8735に規定する「振動レベルの測定方法」に準拠して測定する。 地盤卓越振動数は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に定める測定方法に基づき、大型車単独走行時の振動加速度レベルを測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="341 1545 890 1608">② 地盤、地形及び工作物の状況 「地形図」等の既存資料を整理する。 <li data-bbox="341 1646 1002 1709">③ 土地利用の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。 <li data-bbox="341 1747 1002 1809">④ 発生源の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。 <li data-bbox="341 1848 1315 1910">⑤ 自動車交通量等の状況 「7 地域社会 7.1 地域交通（交通混雑・交通安全）」と同様とする。

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働による振動の影響</p> <p>② 工事用車両の走行による振動の影響</p> <p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行による振動の影響</p>	
<p>(5) 予測方法等</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働による振動の影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地の敷地境界から100m程度の範囲とする。予測高さは、地表面とする。</p> <p>イ 予測時期 建設機械の稼働が最大（建設機械の振動レベルの合成値が最大）となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 振動の伝搬理論式を用いて予測する。</p> <p>② 工事用車両の走行による振動の影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は、工事用車両の主な走行経路上の道路端から50m程度の範囲とする。 予測地点は図7.4.1-2に示したとおり、工事用車両の主な走行経路上の2地点（No.1、No.2）における沿道の道路端とする。予測高さは、地表面とする。</p> <p>イ 予測時期 工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に基づく予測式を用いて予測する。</p>	<p>(6) 評価方法等</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働による振動の影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 建設機械の稼働による振動の影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行による振動の影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 工事用車両の走行による振動の影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項 目		調 査
騒音・振動・低周波音	振動	<p>⑥ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法（昭和51年6月、法律第64号） ・地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・建設工事に係る振動：生活環境の保全に支障のないこと。

表7.4.2-1 特定建設作業に係る振動の規制基準

振動の 大きさ	作業時間		1日当たりの作業時間		同一場所 における 作業時間	作業時間
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75dB を超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
備 考	<p>1 第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域が定められていない地域並びに工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の境界線からおおむね80mまでの区域</p> <p>2 第2号区域：工業地域のうち、前記に掲げる区域以外の区域</p> <p>3 工業専用地域は除く。</p>					

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）

	予 測	評 価
	<p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行による振動の影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は、施設関連車両の主な走行経路上の道路端から50m程度の範囲とする。 予測地点は図7.4.1-2に示したとおり、施設関連車両の主な走行経路上の3地点(No.1～No.3)における沿道の道路端とする。予測高さは、地表面とする。</p> <p>イ 予測時期 供用時の事業活動等が定常状態となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工事用車両の走行による振動の影響」と同様とする。</p>	<p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行による振動の影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行による振動の影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

- ・道路に係る振動：生活環境の保全に支障のないこと。

表7.4.2-2 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分 \ 時間帯	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から午前8時まで)
第一種区域	65dB 以下	60dB 以下
第二種区域	70dB 以下	65dB 以下
備 考		
1 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 2 第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 3 工業専用地域は除く。		

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）

5 廃棄物等

5.1 一般廃棄物

項 目	調 査
廃棄物等 一般廃棄物	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における一般廃棄物の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <p>① 一般廃棄物の状況 ② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <p>① 一般廃棄物の状況 「環境局事業概要－廃棄物編－」（川崎市）等の既存資料を整理する。</p> <p>② 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月、法律第137号） ・ 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年12月、条例第51号） ・ 川崎市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月、川崎市） ・ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <供用時> ① 供用時に発生する一般廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法</p> <p>(5) 予測方法等 <供用時> ① 供用時に発生する一般廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法 ア 予測地域・予測地点 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 供用時の事業活動等が定常状態となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 廃棄物処理計画等の内容を踏まえ、供用時に発生する一般廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法を予測する。</p>	<p>(6) 評価方法等 <供用時> ① 供用時に発生する一般廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法 ア 環境への影響の回避・低減の観点 供用時に発生する一般廃棄物の処理・処分方法等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

- ◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準
 - ・生活環境の保全に支障のないこと。

5.2 産業廃棄物

項 目	調 査
廃棄物等 産業廃棄物	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における産業廃棄物の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <p>① 産業廃棄物の状況 ② 撤去建築物の状況 ③ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <p>① 産業廃棄物の状況 「第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度～平成32年度）」（平成28年4月、川崎市）等の既存資料を整理する。</p> <p>② 撤去建築物の状況 撤去建築物（本庁舎基礎部分及び第2庁舎）の設計図書等を整理する。</p> <p>③ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月、法律第48号） ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月、法律第104号） ・ 建設廃棄物処理指針（平成23年3月、環境省） ・ 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月改正、国土交通省） ・ 建設廃棄物の適正管理の手引き（平成24年4月、川崎市） ・ 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 ・ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <工事中> ① 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法</p>	<p>(6) 評価方法等 <工事中> ① 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法 ア 環境への影響の回避・低減の観点 工事中に発生する産業廃棄物の処理・処分方法等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>
<p>(5) 予測方法等 <工事中> ① 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法 ア 予測地域・予測地点 計画地内とする。 イ 予測時期 工事期間全体とする。 ウ 予測方法 施工計画等の内容を踏まえ、工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法を予測する。</p>	

【参考資料】

- ◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準
 - ・生活環境の保全に支障のないこと。

5.3 建設発生土

項 目	調 査
廃棄物等 建設発生土	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における建設発生土の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <p>① 建設発生土の状況 ② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <p>① 建設発生土の状況 「平成24年度建設副産物実態調査結果」（平成26年3月、国土交通省）等の既存資料を整理する。</p> <p>② 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年3月、条例第3号） ・ 建設副産物適正処理推進要綱 ・ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <工事中> ① 建設発生土の量及びその処理・処分方法</p>	<p>(6) 評価方法等 <工事中> ① 建設発生土の量及びその処理・処分方法 ア 環境への影響の回避・低減の観点 建設発生土の処理・処分方法等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>
<p>(5) 予測方法等 <工事中> ① 建設発生土の量及びその処理・処分方法 ア 予測地域・予測地点 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事期間全体とする。</p> <p>ウ 予測方法 施工計画の内容を踏まえ、工事中に発生する建設発生土の量及びその処理・処分方法を予測する。</p>	

【参考資料】

- ◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準
 - ・生活環境の保全に支障のないこと。

6 構造物の影響

6.1 景観（景観、圧迫感）

項 目	調 査
構造物の影響	<p data-bbox="268 302 303 577">景観（景観、圧迫感）</p> <p data-bbox="331 302 1474 398">(1) 調査項目 計画地及びその周辺における地域景観の特性等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="427 443 683 470">① 地域景観の特性 <li data-bbox="427 477 852 504">② 代表的な眺望地点からの景観 <li data-bbox="427 510 655 537">③ 圧迫感の状況 <li data-bbox="427 544 683 571">④ 土地利用の状況 <li data-bbox="427 577 794 604">⑤ 関係法令等による基準等 <p data-bbox="331 645 778 712">(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p data-bbox="331 752 539 779">(3) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="341 786 1347 853">① 地域景観の特性 「地形図」等の既存資料を整理するとともに、現地踏査により把握する。 <li data-bbox="341 891 767 918">② 代表的な眺望地点からの景観 <p data-bbox="341 925 512 952">ア 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="341 958 1474 1126">(7) 調査地点 調査地点は表 7.6.1-1、図 7.6.1-1 及び写真 7.6.1-1(1)～(2)に示すとおり、計画地周辺において計画地あるいは計画建築物が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等とし、12 地点(No.1～No.12)とする。 <p data-bbox="341 1167 895 1234">(4) 調査期間・調査時間帯 景観の状況が把握できる時期とする。</p> <p data-bbox="341 1272 1177 1339">(5) 調査方法 写真撮影により、代表的な眺望地点からの景観を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="341 1377 571 1404">③ 圧迫感の状況 <p data-bbox="341 1411 512 1438">ア 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="341 1444 1474 1545">(7) 調査地点 調査地点は表 7.6.1-2 及び図 7.6.1-2 に示すとおり、計画地周辺の 5 地点（地点 A～地点 E）とする。 <p data-bbox="341 1585 922 1653">(4) 調査期間・調査時間帯 圧迫感の状況が把握できる時期とする。</p> <p data-bbox="341 1691 922 1758">(5) 調査方法 天空写真を撮影し、形態率を算定する。</p>

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <供用時> ① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ③ 圧迫感の変化の程度</p>	
<p>(5) 予測方法等 <供用時> ① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ア 予測地域・予測地点 現況調査の調査地域と同様とする。 イ 予測時期 計画建築物等の工事完了後とする。 ウ 予測方法 現況の地域景観の特性及び事業計画の内容に基づき、主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度を定性的に予測する。 ② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ア 予測地域・予測地点 現況調査の調査地点と同様とする。 イ 予測時期 計画建築物等の工事完了後とする。 ウ 予測方法 現況写真に計画建築物等の完成予想図を重ね合わせて合成写真（フォトモンタージュ）を作成し、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を定性的に予測する。 ③ 圧迫感の変化の程度 ア 予測地域・予測地点 現況調査の調査地点と同様とする。 イ 予測時期 計画建築物等の工事完了後とする。 ウ 予測方法 現況の天空写真に計画建築物の射影を合成した天空写真を作成して形態率を算定し、圧迫感の変化の程度を予測する。</p>	<p>(6) 評価方法等 <供用時> ① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物等の景観への配慮等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 ② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物等の景観への配慮等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 ③ 圧迫感の変化の程度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物等の圧迫感への配慮等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項 目		調 査
構造物の影響	景観（景観、圧迫感）	④ 土地利用の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。
		⑤ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法（平成16年6月、法律第110号） ・ 川崎市都市景観条例（平成6年12月、条例第38号） ・ 川崎市景観計画（平成19年12月、川崎市） ・ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

表7.6.1-1 代表的な眺望地点からの景観の調査地点（現地調査）

調査地点		選定の理由	眺望地点の標高	計画地中心からの方位・距離	領域
No.	名称 (所在地)				
No.1	多摩川サイクリングロード (幸区堀川町)	多摩川堤防上のサイクリングロードを利用する人等が計画地方向を眺望できる地点	約7m	北 約620m	遠景域
No.2	新川橋交差点 (川崎区貝塚1丁目)	国道15号(第一京浜)を往来する人等が計画地方向を眺望できる地点	約3m	南 約480m	中景域
No.3	教育文化会館前富士見歩道橋 (川崎区富士見2丁目)	教育文化会館前の富士見歩道橋を利用する人等が計画地方向を眺望できる地点	約8m	東南東 約440m	
No.4	J R川崎駅前 (川崎区駅前本町)	J R川崎駅を利用する人等が計画地方向を眺望できる地点	約3m	西 約400m	
No.5	京急川崎駅前 (川崎区砂子1丁目)	京急川崎駅を利用する人等が計画地方向を眺望できる地点	約4m	西北西 約300m	
No.6	川崎ハローブリッジ (川崎区宮本町)	川崎ハローブリッジを利用する人等が計画地方向を眺望できる地点	約10m	東南東 約220m	
No.7	計画地北東側 (川崎区宮本町)	計画地周辺の住民等が慣れ親しんだ身近な景観が望める地点	約4m	北東 約120m	
No.8	稲毛神社前 (川崎区宮本町)	計画地周辺の住民等が慣れ親しんだ身近な景観が望める地点	約4m	東 約100m	
No.9	市役所前東交差点 (川崎区東田町)	計画地周辺の住民等が慣れ親しんだ身近な景観が望める地点	約3m	南南東 約100m	
No.10	計画地北西側 (川崎区砂子1丁目)	計画地周辺の住民等が慣れ親しんだ身近な景観が望める地点	約4m	北西 約100m	
No.11	砂子9号線(京急通り) (川崎区砂子1丁目)	計画地周辺の住民等が慣れ親しんだ身近な景観が望める地点	約4m	西北西 約100m	
No.12	第2庁舎前歩道 (川崎区砂子1丁目)	計画地周辺の住民等が慣れ親しんだ身近な景観が望める地点	約4m	西南西 約100m	

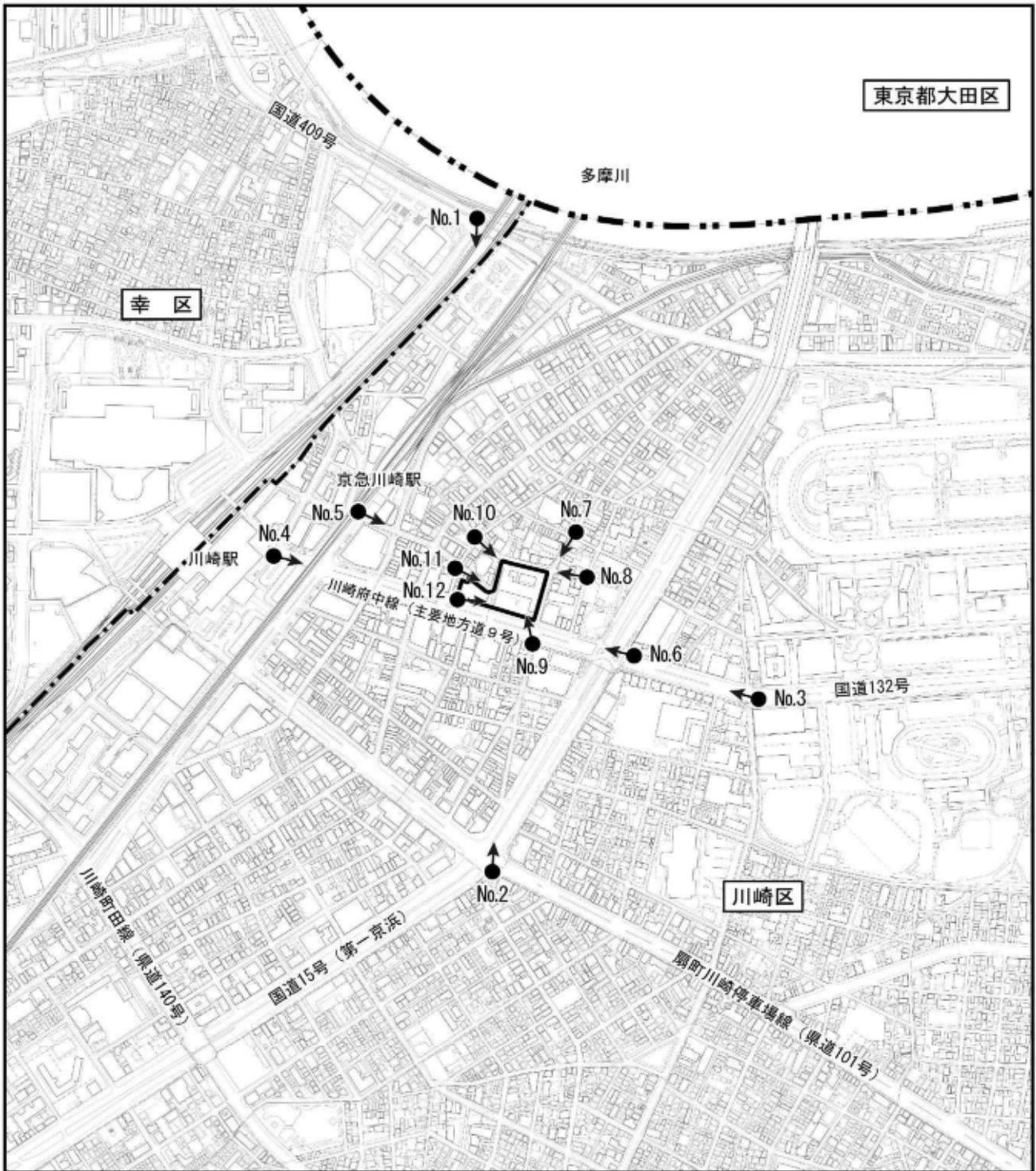
表7.6.1-2 圧迫感の調査地点（現地調査）

調査地点		選定の理由
A	計画地北側	計画建築物（超高層棟）の北側壁面による圧迫感が大きくなると予想される地点
B	計画地東側	計画建築物（超高層棟）の東側壁面による圧迫感が大きくなると予想される地点
C	計画地西側	計画建築物（超高層棟）の西側壁面による圧迫感が大きくなると予想される地点
D	本庁舎敷地南側	計画建築物による圧迫感が大きくなると予想される地点
E	市役所前交差点北	不特定多数の人の通行があり、本庁舎敷地及び第2庁舎敷地の両方の圧迫感の変化を把握できると考えられる地点

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・景 観：周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。
- ・圧迫感：生活環境の保全に支障のないこと。



凡 例



計画地



都県界



区 界



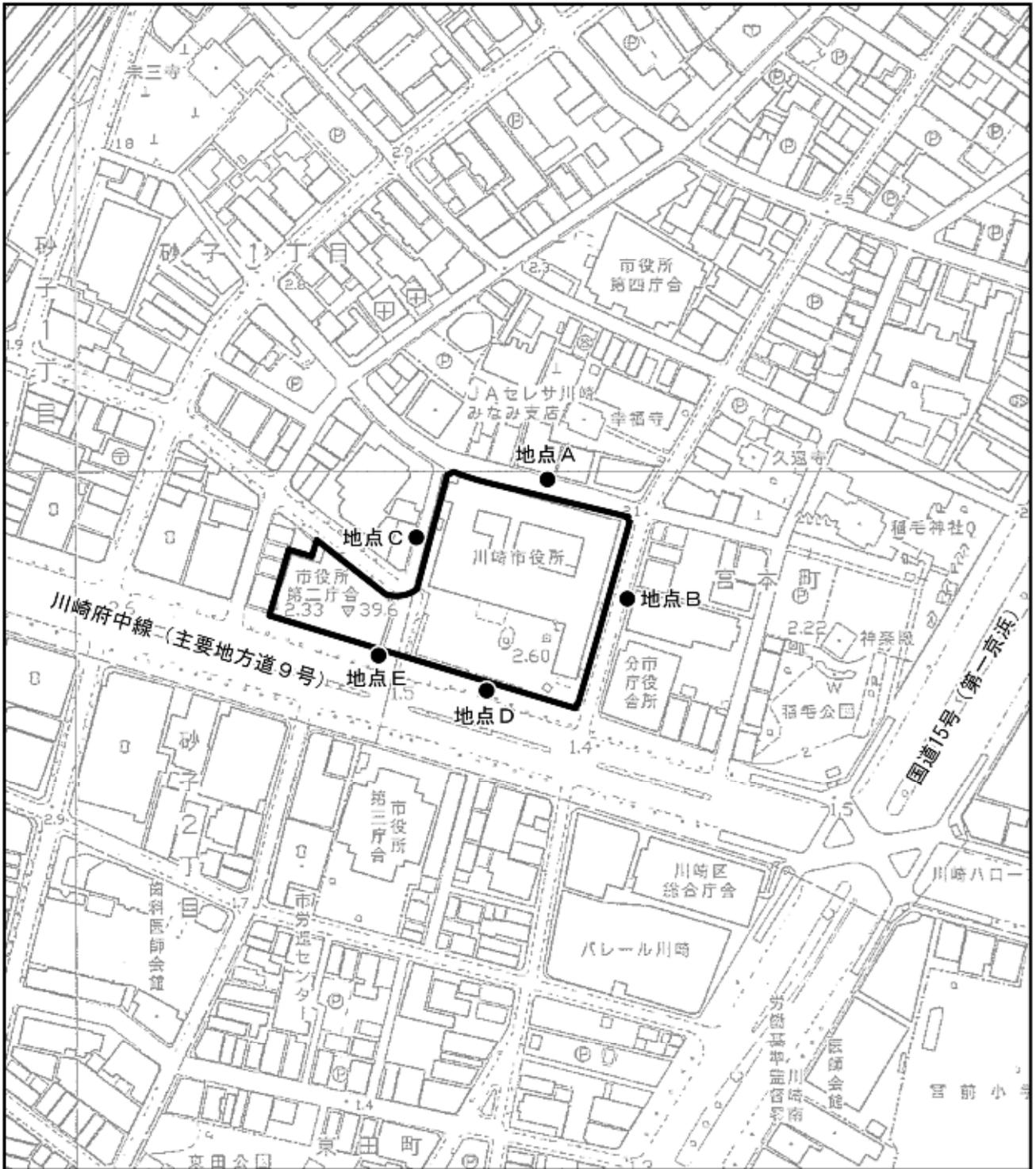
調査地点 (No.1~No.12)

図7.6.1-1 代表的な眺望地点からの景観の調査地点 (現地調査)

1 : 10,000

0 100 200 300m





凡 例

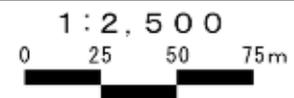


計画地



調査地点 (地点A～地点E)

図7.6.1-2 圧迫感の調査地点 (現地調査)





No.1 : 多摩川サイクリングロード
(撮影日 : 平成 28 年 1 月 19 日)



No.2 : 新川橋交差点
(撮影日 : 平成 27 年 11 月 6 日)



No.3 : 教育文化会館前富士見歩道橋
(撮影日 : 平成 28 年 1 月 26 日)



No.4 : J R川崎駅前
(撮影日 : 平成 27 年 11 月 6 日)



No.5 : 京急川崎駅前
(撮影日 : 平成 29 年 2 月 15 日)



No.6 : 川崎ハローブリッジ
(撮影日 : 平成 28 年 1 月 26 日)

写真7. 6. 1-1(1) 代表的な眺望地点からの景観の調査地点 (No.1~No.6)



No.7 : 計画地北東側
 (撮影日 : 平成 27 年 12 月 17 日)



No.8 : 稲毛神社前
 (撮影日 : 平成 27 年 11 月 6 日)



No.9 : 市役所前東交差点
 (撮影日 : 平成 27 年 11 月 6 日)



No.10 : 計画地北西側
 (撮影日 : 平成 27 年 12 月 9 日)



No.11 : 砂子9号線 (京急通り)
 (撮影日 : 平成 27 年 12 月 9 日)



No.12 : 第2庁舎前歩道
 (撮影日 : 平成 27 年 12 月 9 日)

写真7.6.1-1(2) 代表的な眺望地点からの景観の調査地点 (No.7~No.12)

6.2 日照阻害

項	目	調 査
構造物の影響	日照阻害	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における日照阻害の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日照阻害の状況 ② 地形の状況 ③ 既存建築物の状況 ④ 土地利用の状況 ⑤ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査地域 冬至日の真太陽時における午前8時から午後4時までの間に計画建築物による日影が生じると想定される地域とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日照阻害の状況 「かわさき生活ガイド」（川崎市）等の既存資料を整理するとともに、現地踏査により把握する。 ② 地形の状況 「地形図」等の既存資料を整理する。 ③ 既存建築物の状況 「川崎都市計画総括図」（川崎市）等の既存資料を整理するとともに、現地踏査により把握する。 ④ 土地利用の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。 ⑤ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法（昭和25年5月、法律第201号） ・ 川崎市建築基準条例（昭和35年9月、条例第20号） ・ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <供用時> ① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 ② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p>	
<p>(5) 予測方法等 <供用時> ① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 ア 予測地域・予測地点 冬至日の真太陽時における午前8時から午後4時までの間に計画建築物による日影が生じると想定される地域とする。 イ 予測時期 計画建築物等の工事完了後とする。 ウ 予測方法 平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図、関係法令に基づく測定水平面（平均地盤面+4m）における等時間日影図を作図する。 ② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 ア 予測地域・予測地点 計画地周辺の日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等とする。 イ 予測時期 計画建築物等の工事完了後とする。 ウ 予測方法 時刻別日影図及び等時間日影図をもとに、予測地点における計画建築物による日影となる時刻及び時間数等を予測する。</p>	<p>(6) 評価方法等 <供用時> ① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物の日照障害への配慮等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 ② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物の日照障害への配慮等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・住環境に著しい影響を与えないこと。

6.3 テレビ受信障害

項 目	調 査
構造物の影響 テレビ受信障害	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺におけるテレビ電波（地上波）の受信状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <p>① テレビ電波（地上波）の受信状況 ② テレビ電波の送信の状況 ③ 高層建築物及び住宅等の分布状況 ④ 地形、工作物の状況 ⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査地域 机上検討により想定したテレビ受信障害が予想される地域とする。</p> <p>(3) 調査方法等 ① テレビ電波（地上波）の受信状況 ア 現地調査 (7) 調査地点 調査地域内の住居分布や調査地域境界部分の状況を勘案して適切に設定する。</p> <p>(4) 調査期間・調査時間帯 テレビ電波の受信状況を適切に把握できる時期・期間とする。</p> <p>(5) 調査方法 「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）（改訂版）」（平成22年3月、（社）日本CATV技術協会）等に定める測定方法に準拠し、現地において電波測定車を用いて、調査地域で受信している地上デジタル放送のテレビ受信画像・品質の状況、強度の状況を調査する。共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態は、現地踏査により共聴設備等の範囲及びケーブルテレビ加入建物等の分布を確認する。</p> <p>② テレビ電波の送信の状況 「全国デジタルテレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民間放送連盟監修・NHKアイテック編）等の既存資料を整理する。</p> <p>③ 高層建築物及び住宅等の分布状況 「川崎都市計画総括図」等の既存資料を整理するとともに、現地踏査により把握する。</p> <p>④ 地形、工作物の状況 「地形図」等の既存資料を整理する。</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <供用時> ① テレビ受信障害（地上デジタル放送、衛星放送）の程度及び範囲</p> <p>(5) 予測方法等 <供用時> ① テレビ受信障害（地上デジタル放送、衛星放送）の程度及び範囲 ア 予測地域・予測地点 現況調査の調査地域と同様とする。 イ 予測時期 計画建築物等の工事完了後とする。 ウ 予測方法 地上デジタル放送の障害予測は、「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）」（平成17年3月、（社）日本CATV技術協会）等に示される方法に基づき予測する。 衛星放送の障害予測は、遮へい障害距離及び見通し線からの許容離隔距離を求める理論式を用いて予測する。 また、既存の共聴設備の状況やケーブルテレビへの加入状況を踏まえて、テレビ受信障害の影響を受ける可能性がある棟数を把握する。</p>	<p>(6) 評価方法等 <供用時> ① テレビ受信障害（地上デジタル放送、衛星放送）の程度及び範囲 ア 環境への影響の回避・低減の観点 テレビ受信障害対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化しないこと。

6.4 風 害

項 目	調 査
構造物の影響	<p data-bbox="331 300 1469 398">(1) 調査項目 計画地及びその周辺における地域の風の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="427 439 683 472">① 地域の風の状況 <li data-bbox="427 474 1050 508">② 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況 <li data-bbox="427 510 1050 544">③ 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況 <li data-bbox="427 546 627 580">④ 地形の状況 <li data-bbox="427 582 683 616">⑤ 土地利用の状況 <li data-bbox="427 618 794 651">⑥ 関係法令等による基準等 <p data-bbox="331 678 1469 777">(2) 調査地域 風の状況に変化を及ぼすと想定される地域とし、計画地敷地境界から計画建築物の最高高さの約2倍（約232m）を包括する範囲とする。</p> <p data-bbox="331 815 1469 987">(3) 調査方法等 ① 地域の風の状況 「川崎市大気データ」等の既存資料を整理する。調査地点は、川崎市の一般局である大師測定局（計画地の東側約2.8km、測定高さ地上16m）^{注)}とし、調査期間は5～10年間とする。</p> <p data-bbox="440 1021 1469 1301">注) 計画地の最寄りの一般局である川崎測定局は、川崎市役所本庁舎屋上（測定高さ：地上28m）で風向・風速を測定していたが、本庁舎の解体工事に伴い測定機器を川崎市役所第3庁舎屋上（測定高さ：地上約88m）に移設し、平成28年3月28日から測定を行っている。地域の風の状況は経年的に確認する必要があるが、第3庁舎は測定期間が短いため測定結果が使用できない。また、本庁舎は周辺に高層の建築物が多く、風速が弱めに測定されていた。一方、大師測定局（測定高さ：地上16m）は周辺に高層の建築物が少なく、川崎測定局（本庁舎）と比較して風速が強めに測定されており、地域の風を代表していると考えられることから、大師測定局のデータを用いることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="341 1339 1233 1406">② 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況 「かわさき生活ガイド（川崎区版）」等の既存資料を整理する。 <li data-bbox="341 1444 1469 1543">③ 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況 「川崎都市計画総括図」等の既存資料を整理するとともに、現地踏査により把握する。

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <供用時> ① 風向、風速の変化する地域の範囲及び変化の程度 ② 年間における風速の出現頻度</p>	
<p>(5) 予測方法等 <供用時> ① 風向、風速の変化する地域の範囲及び変化の程度 ア 予測地域・予測地点 現況調査の調査地域と同様とする。風洞実験に使用する模型の範囲は計画地を中心とした半径約500mとし、模型の縮尺は1/500とする。 予測地点は、不特定多数の人の利用度が高い場所、風の影響に配慮すべき施設等を勘案して設定する。 イ 予測時期 計画建築物等の工事完了後とする。 ウ 予測方法 風洞実験による方法とし、現況及び計画建築物等の工事完了後について、上空風の主風向における風向、風速の状況について整理する。また、必要に応じて、防風対策後についても予測する。 ② 年間における風速の出現頻度 ア 予測地域・予測地点 「① 風向、風速の変化する地域の範囲及び変化の程度」と同様とする。 イ 予測時期 「① 風向、風速の変化する地域の範囲及び変化の程度」と同様とする。 ウ 予測方法 風洞実験による方法とし、現況及び計画建築物等の工事完了後について、日最大瞬間風速の超過頻度を、環境保全目標として設定する村上氏らの提案による風環境評価指標と対比して整理する。また、必要に応じて、防風対策後についても予測する。</p>	<p>(6) 評価方法等 <供用時> ① 風向、風速の変化する地域の範囲及び変化の程度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物等の風環境への配慮等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 ② 年間における風速の出現頻度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物等の風環境への配慮等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項	目	調 査
構 造 物 の 影 響	風 害	<p>④ 地形の状況 「地形図」等の既存資料を整理する。</p> <p>⑤ 土地利用の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・生活環境の保全に支障のないこと。

○日最大瞬間風速の超過頻度に基づく風環境評価指標

表7.6.4-1 村上氏らの提案による風環境評価指標

強風による影響の程度	対応する 空間用途の例	評価される強風レベルと 許容される超過頻度		
		日最大瞬間風速 (m/s)		
		10	15	20
		日最大平均風速 (m/s)		
		10/GF	15/GF	20/GF
ランク 1 最も影響を受けやすい用途の場所	住宅地の商店街 野外レストラン	10% (37 日)	0.9% (3 日)	0.08% (0.3 日)
ランク 2 影響を受けやすい用途の場所	住宅街 公園	22% (80 日)	3.6% (13 日)	0.60% (2 日)
ランク 3 比較的影響を受けにくい用途の場所	事務所街	35% (128 日)	7.0% (26 日)	1.50% (5 日)

注 1) 日最大瞬間風速 10m/s : ごみが舞い上がる。干し物が飛ぶ。

15m/s : 立看板、自転車等が倒れる。歩行困難。

20m/s : 風に吹き飛ばされそうになる。

注 2) 本表の読み方 (例 : ランク 1 の用途)

- ・日最大瞬間風速が 10m/s を超過する頻度が 10% (年間 37 日) 以下
 - ・日最大瞬間風速が 15m/s を超過する頻度が 0.9% (年間 3 日) 以下
 - ・日最大瞬間風速が 20m/s を超過する頻度が 0.08% (年間 0.3 日) 以下
- をすべて満たせば許容される。

注 3) GF (ガストファクター) は、「日最大瞬間風速の超過確率に基づく風環境評価に用いるガストファクターの提案」(義江龍一郎他、平成 26 年 4 月、日本風工学会論文集第 39 巻第 2 号)に基づき、風速の大きさ (風速比) に応じて設定する。

注 4) ランク 3 を超える場合はランク外とする。

資料 : 「居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究 - 市街地低層部における風の性状と風環境評価に関する研究」(村上周三他、昭和 58 年 3 月、日本建築学会論文報告集 325 号)

7 地域社会

7.1 地域交通（交通混雑、交通安全）

項 目	調 査
地域社会 地域交通 （交通混雑、交通安全）	<p>(1) 調査項目 計画地及びその周辺における日常生活圏等の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <p>① 日常生活圏等の状況 ② 道路の状況 （自動車交通量の状況、歩行者交通量の状況、道路及び交通規制の状況） ③ 交通安全の状況 ④ 地形等の状況 ⑤ 土地利用の状況 ⑥ 道路等に係る計画等 ⑦ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <p>① 日常生活圏等の状況 「かわさき生活ガイド」等の既存資料を整理する。</p> <p>② 道路の状況</p> <p>ア 既存資料調査 「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）等の既存資料を整理する。</p> <p>イ 現地調査 <自動車交通量の状況></p> <p>(7) 調査地点 調査地点は図 7.7.1-1 に示すとおり、工事用車両及び施設関連車両の主な走行経路上の 10 地点（No.1～No.10）とする。</p> <p>(4) 調査期間・調査時間帯 交通の状況が適切に把握できる時期（平日×1回）に実施する。</p> <p>(5) 調査方法 数取器（ハンドカウンター）を用いて、方向別、車種別、時間帯別に自動車交通量を集計する。車種分類は大型車及び小型車の 2 車種区分とし、ナンバープレートにより区分する。また、あわせて二輪車も調査する。</p> <p><歩行者交通量の状況></p> <p>(7) 調査地点 調査地点は図 7.7.1-2 に示すとおり、供用時の歩行者の主な歩行経路上の 6 地点（地点 a～地点 f）とする。</p> <p>(4) 調査期間・調査時間帯 交通の状況が適切に把握できる時期（平日×1回）に実施する。</p> <p>(5) 調査方法 数取器（ハンドカウンター）を用いて、方向別、時間帯別に歩行者交通量（自転車を含む）を集計する。</p>

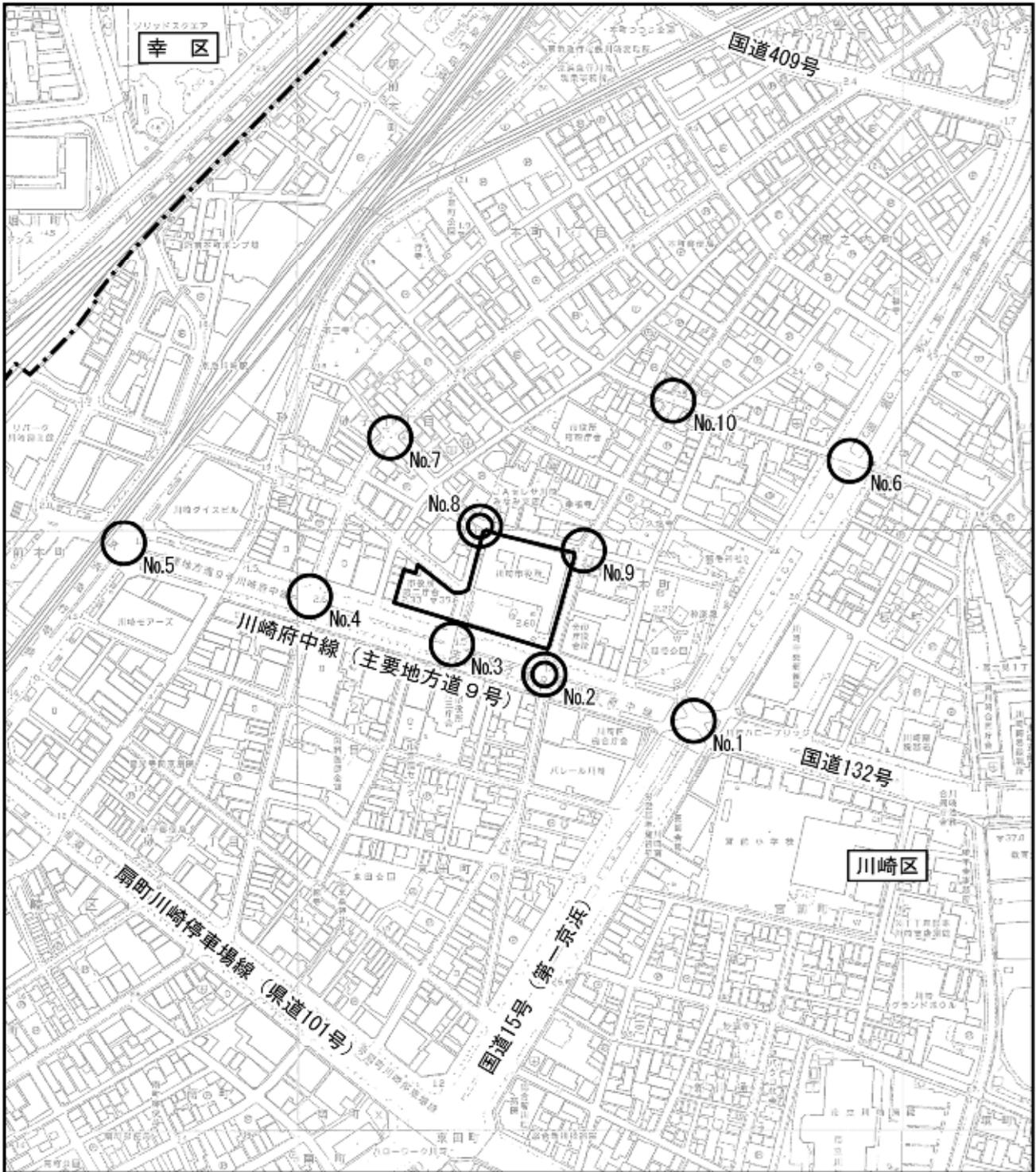
予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目</p> <p><工事中></p> <p>① 工事用車両の走行による交通流及び交通安全への影響</p> <p><供用時></p> <p>② 施設関連車両の走行による交通流及び交通安全への影響</p> <p>③ 歩行者の往来による交通流への影響</p>	
<p>(5) 予測方法等</p> <p><工事中></p> <p>① 工事用車両の走行による交通流及び交通安全への影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点</p> <p>工事用車両の走行による交通流への影響の予測地点は図7.7.1-1に示すとおり、工事用車両の主な走行経路上の8地点(No.1～No.6、No.9～No.10)とする。</p> <p>工事用車両の走行による交通安全への影響は、工事用車両の主な走行経路とする</p> <p>イ 予測時期</p> <p>工事用車両(大型車)の走行台数が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法</p> <p>工事用車両の走行による交通流への影響は、「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」(平成19年7月、(社)交通工学研究会)に基づき、交差点における交差点需要率及び交通混雑度を予測する。</p> <p>工事用車両の走行による交通安全への影響は、工事用車両の主な走行経路の道路の状況及び交通安全施設の設置状況を踏まえ、定性的に予測する。</p>	<p>(6) 評価方法等</p> <p><工事中></p> <p>① 工事用車両の走行による交通流及び交通安全への影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点</p> <p>工事用車両の走行による交通流及び交通安全への影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項	目	調 査
地域 社会	地域 交通 (交通 混雑、 交通 安全)	<p>＜道路及び交通規制の状況＞ 現地踏査により、計画地周辺における道路及び交通規制の状況を把握する。なお、 現地踏査は、自動車交通量の状況とあわせて実施する。</p> <p>③ 交通安全の状況 ア 既存資料調査 川崎警察署及び幸警察署からの提供資料により、交通事故の発生状況を把握する。</p> <p>イ 現地調査 現地踏査により、計画地周辺における交通安全施設の設置状況を把握する。なお、 現地踏査は、「② 道路の状況（自動車交通量の状況）」の現地調査とあわせて実施 する。</p> <p>④ 地形等の状況 「地形図」等の既存資料を整理する。</p> <p>⑤ 土地利用の状況 「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。</p> <p>⑥ 道路等に係る計画等 道路整備計画等の既存資料を整理する。</p> <p>⑦ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

予 測	評 価
<p>＜供用時＞</p> <p>② 施設関連車両の走行による交通流及び交通安全への影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 施設関連車両の走行による交通流への影響の予測地点は図7.7.1-1に示すとおり、施設関連車両の主な走行経路上の10地点（No.1～No.10）とする。 施設関連車両の走行による交通安全への影響は、施設関連車両の主な走行経路とする</p> <p>イ 予測時期 供用時の事業活動等が定常状態となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 施設関連車両の走行による交通流への影響は、「改訂 平面交差の計画と設計基礎編 第3版」に基づき、交差点における交差点需要率及び交通混雑度を予測する。 施設関連車両の走行による交通安全への影響は、施設関連車両の主な走行経路の道路の状況及び交通安全施設の設置状況を踏まえ、定性的に予測する。</p> <p>③ 歩行者の往来による交通流への影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図7.7.1-2に示すとおり、歩行者の主な歩行経路上の6地点（地点a～地点f）とする。</p> <p>イ 予測時期 供用時の事業活動等が定常状態となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「大規模開発地区関連交通計画マニュアル 改訂版」（平成26年6月、国土交通省都市局）に基づき、歩道のサービス水準を予測する。</p>	<p>＜供用時＞</p> <p>② 施設関連車両の走行による交通流及び交通安全への影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行による交通流及び交通安全への影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>③ 歩行者の往来による交通流への影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 歩行者の往来による交通流への影響を低減させる対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

- ◆ 地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準
 - ・ 生活環境の保全に支障のないこと。

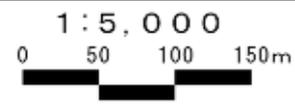


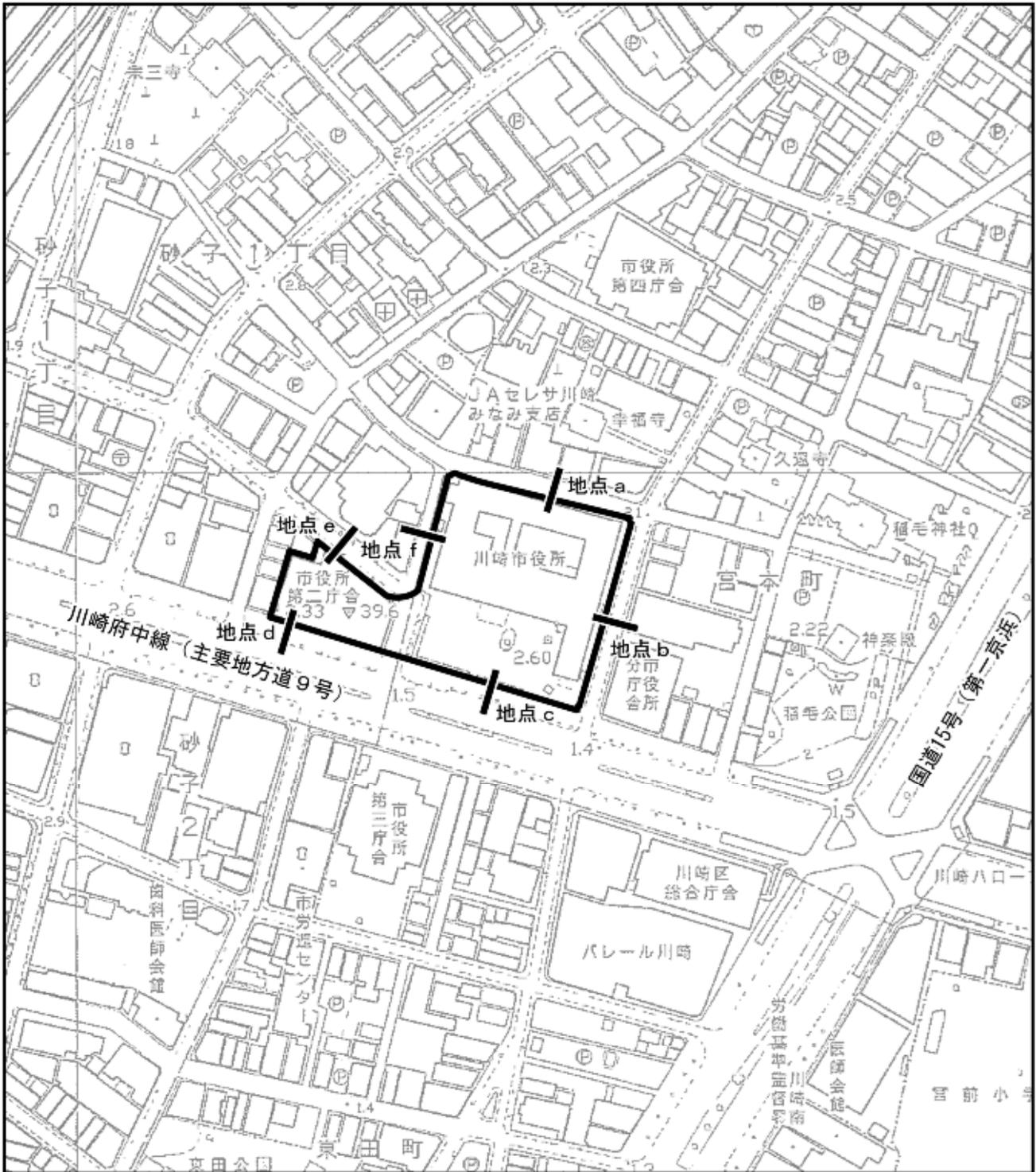
凡例

- 計画地
- 区界
- 自動車交通量調査地点 (12時間) 及び予測地点
- 自動車交通量調査地点 (24時間) 及び予測地点

地点	調査	予測	
		工事中	供用時
No.1	○	○	○
No.2	○	○	○
No.3	○	○	○
No.4	○	○	○
No.5	○	○	○
No.6	○	○	○
No.7	○		○
No.8	○		○
No.9	○	○	○
No.10	○	○	○

図7.7.1-1 自動車交通量の調査地点 (現地調査) 及び予測地点

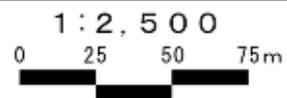




凡例

-  計画地
-  歩行者交通量調査地点 (12時間) 及び予測地点 (地点a~地点f)

図7.7.1-2 歩行者交通量の調査地点 (現地調査) 及び予測地点



8 温室効果ガス

8.1 温室効果ガス

項	目	調 査
温室効果ガス	温室効果ガス	<p>(1) 調査項目 温室効果ガスの原単位等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下の項目について調査する。</p> <p>① 原単位の把握 ② 地域内のエネルギー資源の状況 ③ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>(3) 調査方法等</p> <p>① 原単位の把握 環境省ホームページ等の既存資料を整理する。</p> <p>② 地域内のエネルギー資源の状況 「熱供給事業便覧」 ((一社)日本熱供給事業協会) 等の既存資料を整理する。</p> <p>③ 関係法令等による基準等 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年10月、法律第107号) ・地球温暖化対策計画 (平成28年 5 月、閣議決定) ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年 6 月、法律第49号) ・川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (平成21年12月、条例第52条) ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画 (平成22年10月、川崎市) ・川崎市建築物環境配慮制度 (CASBEE川崎) ・地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

予 測	評 価
<p>(4) 予測及び評価項目 <供用後> ① 温室効果ガス排出量及びその削減の程度</p> <p>(5) 予測方法等 <供用時> ① 温室効果ガス排出量及びその削減の程度 ア 予測地域・予測地点 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 供用時の事業活動等が定常状態となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 事業計画の内容及び既存資料に基づく原単位を用いて温室効果ガスの排出量を予測する。また、温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらの方策を講じた場合と講じない場合を比較して削減の程度を予測する。</p>	<p>(6) 評価方法等 <供用時> ① 温室効果ガス排出量及びその削減の程度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 温室効果ガス排出量の削減対策について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準等を参考に設定する環境保全目標を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」の内容及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

◆地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準

- ・温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の抑制を図ること。

第 8 章 関係地域の範囲

第8章 関係地域の範囲

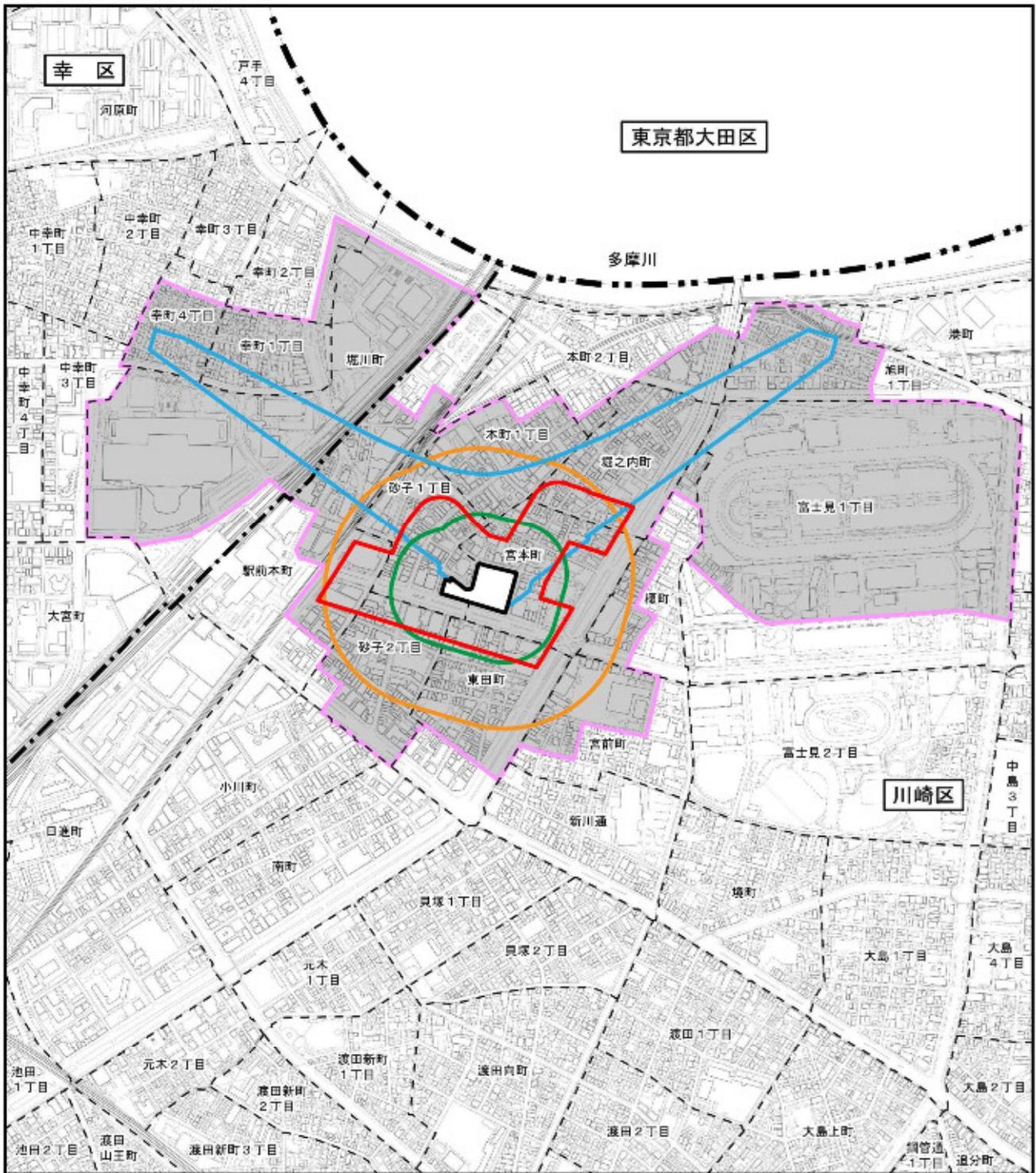
関係地域は、現段階で環境に影響を及ぼすと想定される川崎市内の地域として、以下の範囲とする。なお、日照障害が及ぶおそれがある範囲は、平成28年3月に川崎市長に提出した環境配慮計画書で示した範囲とした。

- ・ 工事中の建設機械及び供用時の冷暖房施設の稼働による騒音、振動等の影響が及ぶおそれがある範囲（計画地敷地境界から100mの範囲）
- ・ 工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行による騒音、振動等の影響が及ぶおそれがある範囲（最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50mの範囲）
- ・ 高層建築物の存在により風環境の状況に変化が生じると予想される範囲（計画地敷地境界から計画建築物の最高建物高さの約2倍（約232m）の範囲）
- ・ 日照障害が及ぶおそれがある範囲

関係地域の範囲は図8-1に、当該地域を管轄する市及び区の名称並びにその町丁名は表8-1に示すとおりである。

表8-1 関係地域

市名	区名	関係町丁名
川崎市	川崎区	旭町1丁目、砂子1丁目、砂子2丁目、駅前本町、榎町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町1丁目、本町2丁目、宮前町、宮本町 上記町丁の全域または一部
	幸区	幸町1丁目、幸町2丁目、幸町4丁目、堀川町 上記町丁の全域または一部



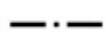
凡例



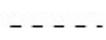
計画地



都県界



区界



町丁界



関係地域



計画地敷地境界から100mの範囲



最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50mの範囲



計画地敷地境界から計画建築物の最高建物高さの約2倍（約232m）の範囲



日照障害が及ぶおそれがある範囲

図8-1 関係地域の範囲

1:12,000

0 120 240 360m



第9章 その他

第9章 その他

1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類は、表9-1に示すとおりである。

表9-1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

根拠法令	許認可等の種類
建築基準法第18条第2項	計画通知
建築基準法第59条の2第2項	総合設計の許可
都市計画法第34条の2	開発行為の許可
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第12章の2	建築物環境配慮制度に関する届出
景観法第16条第1項 川崎市都市景観条例第13条	景観計画区域内の行為の制限に関する届出
都市計画法第65条第1項	都市計画事業（京浜急行大師線）地内の建築物の建築の許可

2 条例方法書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地

(1) 条例方法書の作成者

名 称：川崎市

代 表 者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 業務受託者

名 称：株式会社ポリテック・エイディディ

代 表 者：代表取締役社長 山口 信逸

住 所：東京都中央区新富一丁目18番8号

3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

窓 口：川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室

住 所：川崎市川崎区東田町5番地4

電 話：044-200-0281

4 参考とした資料の目録

- ・「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）
- ・「平成26年度 水質年報」（平成27年12月、川崎市環境局）
- ・「土地条件図（平成22～23年度調査）」（国土地理院ホームページ）
- ・「ガイドマップかわさき 地盤情報 地質図集」（川崎市ホームページ）
- ・「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）
- ・「平成24年経済センサス 活動調査結果」（川崎市ホームページ）
- ・「川崎都市計画総括図」（平成27年3月、川崎市）
- ・「土地利用現況図（川崎区・幸区）平成22年度 川崎市都市計画基礎調査」（平成26年3月、川崎市）
- ・「平成22年度全国道路交通情勢（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）
- ・「川崎市統計書 平成27年（2015年）版」（平成28年3月、川崎市）
- ・「川崎区マップ」（平成28年3月、川崎区役所地域振興課）
- ・「かわさき生活ガイド 2016年度」（平成28年11月、川崎市）
- ・「病院・診療所名簿」（川崎市健康福祉局ホームページ）
- ・「川崎市公園・緑地等位置図」（平成28年1月、川崎市建設緑政局）
- ・「川崎の公園（平成28年3月31日現在）」（川崎市建設緑政局ホームページ）
- ・「指定文化財紹介」（川崎市教育委員会ホームページ）
- ・「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」（川崎市ホームページ）
- ・「神奈川県近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」（平成24年3月、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課）
- ・「平成23年度～平成27年度 神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県）
- ・「平成22年度 環境局事業概要－公害編－」（平成22年12月、川崎市）
- ・「平成26年度 環境局事業概要－公害編－」（平成26年12月、川崎市）
- ・「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）
- ・「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）
- ・「地盤情報 市内の標高」（川崎市環境局ホームページ）

本書に掲載した地図は、「1/5,000 地形図」（平成27年3月、川崎市）、「1/10,000 地形図」（平成26年3月、川崎市）を使用したものです。

再生紙を使用しています。